



第2期

荻田町
子ども・子育て
支援事業計画

子どもにやさしい
子育てにやさしいまち
かんだ

令和2年3月

荻田町

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の趣旨及び位置づけ.....	1
(1) 子育てを取り巻く背景.....	1
(2) 計画の位置づけ.....	1
2 計画の概要.....	2
(1) 計画の期間.....	2
(2) 計画の対象.....	2
(3) 策定体制.....	2
第2章 苅田町の子ども・子育てを取り巻く状況.....	3
1 人口・世帯等の動向.....	3
(1) 長期的にみる人口の推移.....	3
(2) 近年の人口の推移.....	4
(3) 世帯の動向.....	6
2 人口動態等.....	9
(1) 婚姻・離婚の動向.....	9
(2) 出生の動向.....	10
(3) 人口増減の動向.....	10
3 就労状況.....	12
(1) 男女別就労状況.....	12
(2) 産業別就業者数.....	13
4 教育・保育施設、小学校等の状況.....	14
(1) 保育所・幼稚園の状況.....	14
(2) 小学校・中学校の状況.....	16
5 地域子ども・子育て支援事業の実施状況.....	17
(1) 地域子ども・子育て支援事業の内容.....	17
(2) 各種事業の実施状況.....	18
6 ニーズ調査結果の概要.....	27
(1) 調査の概要.....	27
(2) 調査結果.....	28
7 前期計画の施策の実施状況.....	38
8 子ども・子育て支援の主要な課題.....	47

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方.....	48
1 基本理念.....	48
2 基本目標と取組方針.....	49
(1) 基本目標.....	49
(2) 施策の体系.....	50
第4章 子ども・子育て支援施策の展開.....	51
基本目標1 子ども・子育て家庭にやさしいまちをつくる.....	51
基本目標2 母子の健康と子どもの成長を支える.....	52
基本目標3 子育て家庭をきめ細かく支える.....	54
基本目標4 子どもがのびのびと育つまちをつくる.....	56
基本目標5 安心できる子育て環境を地域でつくる.....	58
第5章 事業計画.....	60
1 教育・保育提供区域の設定.....	60
2 児童数の推計.....	61
(1) 人口推計.....	61
(2) 児童数の推計.....	62
3 量の見込み及び提供体制の確保方策.....	63
(1) 教育・保育施設及び地域型保育事業.....	63
(2) 地域子ども・子育て支援事業.....	68
4 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保.....	79
(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方.....	79
(2) 施設、事業者等との連携方策.....	79
第6章 計画の推進に向けて.....	80
1 計画の推進体制と地域の役割.....	80
2 計画の進行管理.....	80
資料編.....	81
1 苅田町子ども・子育て会議条例.....	81
2 子ども・子育て会議委員名簿.....	82
3 計画策定の経過.....	82
4 用語解説.....	83

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨及び位置づけ

(1) 子育てを取り巻く背景

本町では、平成22年3月に次世代育成支援対策推進法に基づき「苅田町次世代育成支援対策後期行動計画」を策定し、計画を推進してきました。

平成24年に「子ども・子育て関連3法」が制定され、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を三つの柱として、少子化の課題に取り組むこととなり、市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

本町においても、平成27年3月に「苅田町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定し、平成27年度から令和元年度を計画期間として、様々な子育て支援策を推進してきました。

今回、社会情勢、国の動向など本町の子どもと家庭を取り巻く状況を踏まえ、保護者の意向等を勘案し、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第2期苅田町子ども・子育て支援事業計画」の策定を行いました。

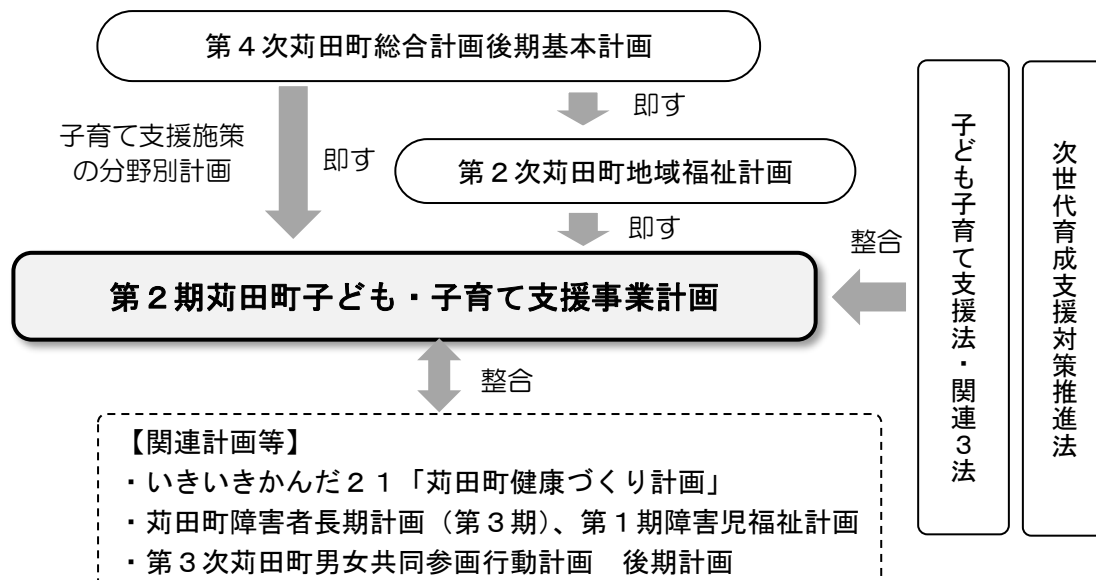
(2) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、苅田町の子どもと子育て家庭を対象として、本町が今後進めていく子育て支援施策の目標、施策の内容等を定めるものです。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に定める「市町村行動計画」と一体的に策定しており、行動計画策定指針に定める施策の取組を推進します。

本計画は、上位計画である第4次苅田町総合計画後期基本計画、第2次苅田町地域福祉計画に即し、他の関連計画との整合性を図りながら施策を行うための計画となります。

■計画の位置づけ



2 計画の概要

(1) 計画の期間

子ども・子育て支援法において、子ども・子育て支援事業計画は5年を1期として策定することとされています。

本計画は、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

(2) 計画の対象

この計画は、18歳未満の子ども、妊娠、出産期からの保護者、子育て家庭等を対象とします。

(3) 策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、子育て支援に関する事業者や関係団体等で構成する「苅田町子ども・子育て会議」を設置し、協議に基づいて策定しました。

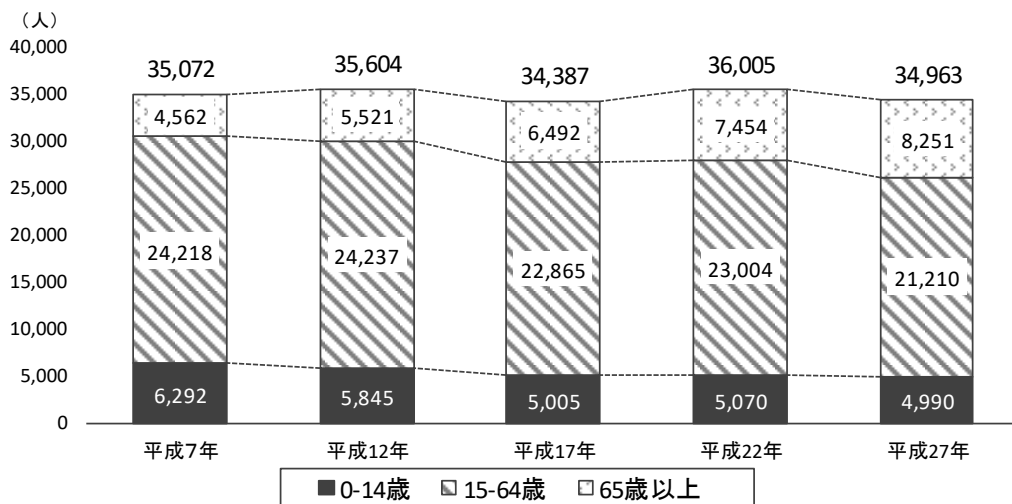
第2章 苅田町の子ども・子育てを取り巻く状況

1 人口・世帯等の動向

(1) 長期的にみる人口の推移

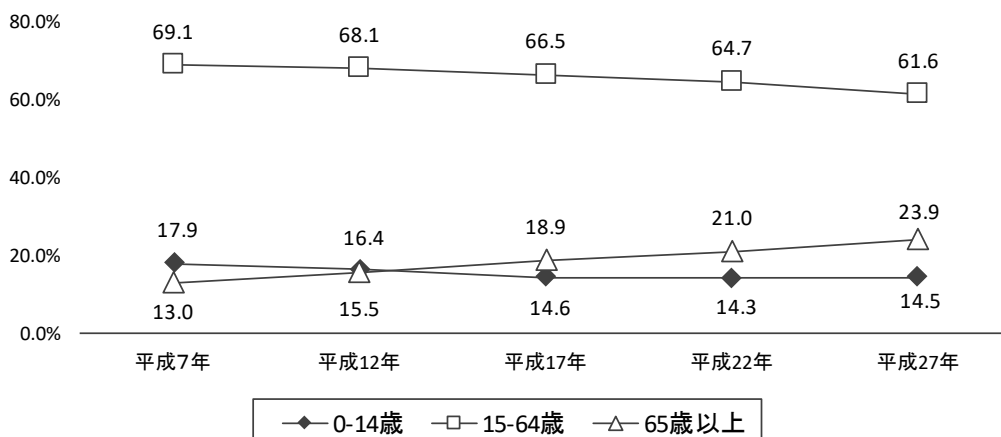
- ・国勢調査の結果によると、本町の総人口は平成17年に減少し、平成22年に大きく増加しましたが、その後再び減少し、平成27年では34,963人となっています。
- ・0～14歳の年少人口は、平成7年の6,292人から平成27年には4,990人と1,302人減少しており、総人口に占める割合は、平成7年に17.9%であったものが、平成27年には14.5%となっています。また、年少人口と同様に15～64歳の生産年齢人口も減少が続く一方で、65歳以上の高齢者人口は増加しており、平成17年には年少人口の割合を高齢者人口の割合が上回るようになっており、少子高齢化の進行がみられます。

■ 総人口・年齢3区分別人口構成の推移（国勢調査）



資料：国勢調査（総数には年齢不詳含む）

■ 総人口・年齢3区分別人口構成比の推移（国勢調査）



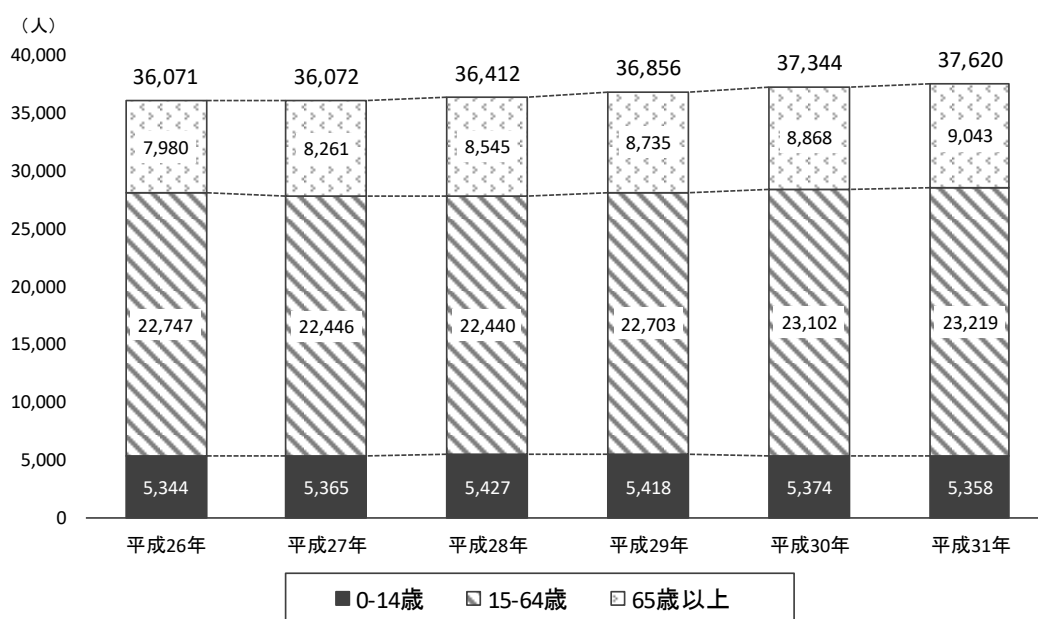
資料：国勢調査（年齢不詳除く）

(2) 近年の人口の推移

1) 総人口・年齢3区分別人口の推移

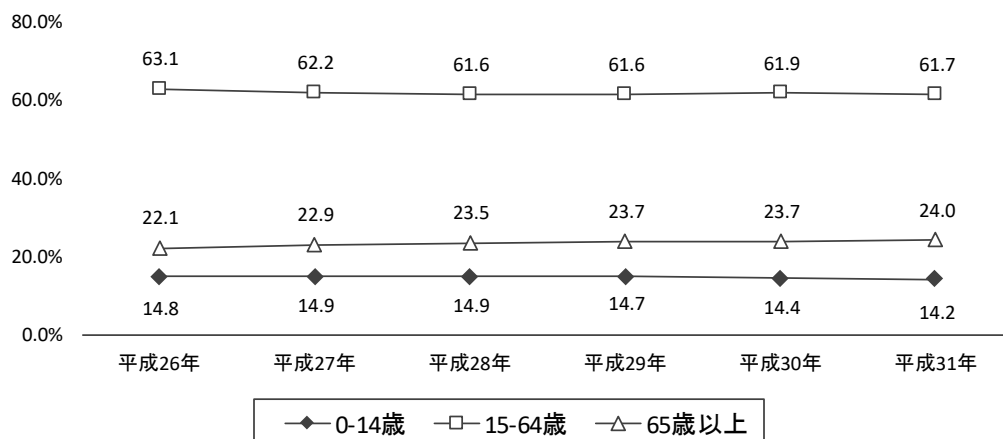
- ・住民基本台帳による人口の推移をみると、毎年増加傾向にあり、第1期計画開始時期にあたる平成27年4月1日の総人口36,072人から平成31年4月1日には37,620人となり、4年間で1,548人増加しています。
- ・15～64歳の生産年齢人口は毎年増加傾向にある中、0～14歳の年少人口は平成29年以降減少傾向が続いており、平成31年4月1日では5,358人、総人口に占める割合は14.2%となっています。若い世代（子育て世代）が増加していることが予想されるものの、それに伴う出産や多子多産による子どもの増加は多いとは言い難い状況です。

■ 総人口・年齢3区分別人口構成の推移（住民基本台帳）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■ 総人口・年齢3区分別人口構成比の推移（住民基本台帳）

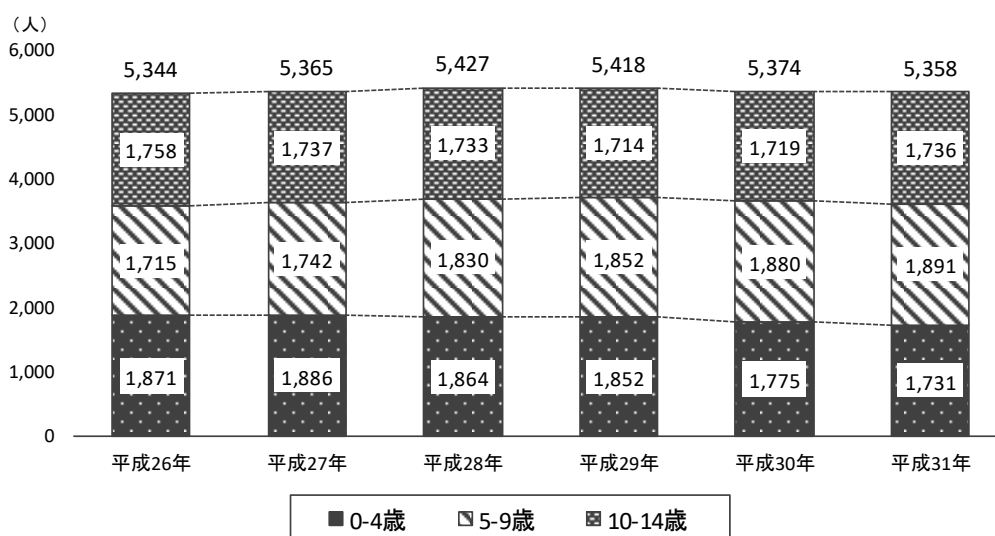


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2) 年少人口の推移

- 年少人口を年齢階層で見ると、0～4歳の子どもは、平成26年4月1日の1,871人から平成31年4月1日には1,731人となり、140人減少しています。また、平成31年4月1日現在で、5～9歳は1,891人、10～14歳の子どもは1,736人となっています。
- 平成26年から平成31年の増減率をみると、0～4歳では7.5%減、5～9歳では10.3%増、10～14歳では1.3%減となっています。特に、0歳人口は14.7%減となっており、出生数の減少がうかがえます。

■ 年少人口の推移（住民基本台帳）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

	実績						H26→H31 増減率
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	
0歳	367	370	361	356	332	313	-14.7
1歳	364	369	374	367	343	341	-6.3
2歳	396	366	374	377	367	345	-12.9
3歳	382	388	372	373	367	360	-5.8
4歳	362	393	383	379	366	372	2.8
5歳	363	361	394	380	379	367	1.1
6歳	348	366	370	391	376	376	8.0
7歳	337	357	369	367	390	388	15.1
8歳	324	334	357	365	374	386	19.1
9歳	343	324	340	349	361	374	9.0
10歳	352	346	330	339	352	358	1.7
11歳	346	354	345	332	339	355	2.6
12歳	357	344	354	349	335	342	-4.2
13歳	340	356	348	348	346	332	-2.4
14歳	363	337	356	346	347	349	-3.9
年少人口計	5,344	5,365	5,427	5,418	5,374	5,358	0.3
0-4歳(再掲)	1,871	1,886	1,864	1,852	1,775	1,731	-7.5
5-9歳(再掲)	1,715	1,742	1,830	1,852	1,880	1,891	10.3
10-14歳(再掲)	1,758	1,737	1,733	1,714	1,719	1,736	-1.3

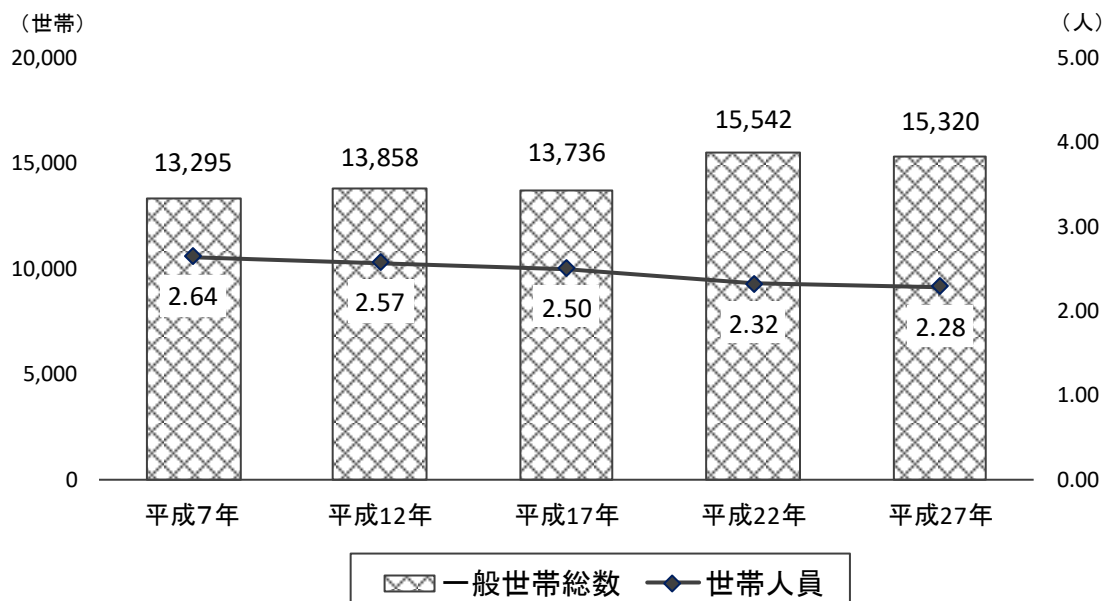
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 世帯の動向

1) 世帯数及び世帯人員の推移

- 本町の一般世帯数は、平成 17 年に一旦減少したものの、平成 22 年に大幅に増加しました。平成 7 年と平成 27 年を比較すると、13,295 世帯から 15,320 世帯となり、2,025 世帯増加しています。
- 一世帯における世帯人員は年々減少しており、平成 27 年では 2.28 人と世帯規模は縮小しています。

■ 一般世帯総数及び世帯人員の推移



資料：国勢調査

2) 子育て世帯の推移

- 6歳未満の子どものいる一般世帯数は、年次によって増減がみられますが、一般世帯数に占める割合は一貫して減少傾向にあり、平成27年では10.0%となっています。人員別にみると、平成7年から平成27年にかけて、2人世帯を除く全ての世帯数が減少しており、特に6人世帯や7人以上の世帯は、それぞれ30%以上減少しています。
- 18歳未満の子どものいる一般世帯数は、特に平成12年から平成17年にかけて約500世帯減少しており、その後も微減が続き、平成27年では3,403世帯となっています。また、一般世帯数に占める割合は、平成7年の31.6%から平成27年では22.2%と9.4ポイント減少しています。人員別にみると、平成7年から平成27年にかけて、4人世帯～7人以上の世帯は減少しており、特に6人世帯や7人以上の世帯は、それぞれ50%以上減少しています。

■ 6歳未満・18歳未満の親族（子ども）のいる一般世帯の推移

単位：世帯、%

	実績				
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	13,295	13,858	13,736	15,542	15,320
6歳未満の親族(子ども)のいる一般世帯	1,675	1,724	1,508	1,562	1,538
世帯の割合(%)	12.6	12.4	11.0	10.1	10.0
1人世帯	-	-	-	-	-
2人世帯	20	30	37	32	34
3人世帯	552	624	527	559	528
4人世帯	619	661	602	616	593
5人世帯	306	269	236	253	265
6人世帯	120	90	65	63	78
7人以上の世帯	58	50	41	39	40
18歳未満の親族(子ども)のいる一般世帯	4,200	4,087	3,582	3,515	3,403
世帯の割合(%)	31.6	29.5	26.1	22.6	22.2
1人世帯	0	1	4	30	19
2人世帯	105	144	161	176	154
3人世帯	1,036	1,090	1,003	1,039	1,070
4人世帯	1,767	1,751	1,517	1,474	1,396
5人世帯	850	747	644	585	554
6人世帯	312	245	171	137	151
7人以上の世帯	130	109	82	74	59

資料：国勢調査

3) ひとり親世帯の推移

- 6歳未満の子どものいるひとり親世帯は、平成27年で90世帯、6歳未満の子どものいる一般世帯(1,538世帯)に占める割合は5.9%となっており、平成12年と比べると1.7ポイント増加しています。また、6歳未満の子どものいるひとり親世帯のうち、母子世帯が88世帯、父子世帯が2世帯となっています。
- 18歳未満の子どものいるひとり親世帯は、平成27年で423世帯、18歳未満の子どものいる一般世帯(3,403世帯)に占める割合は12.4%となっており、平成12年と比べると3.7ポイント増加しています。18歳未満の子どものいるひとり親世帯のうち、母子世帯が384世帯、父子世帯が39世帯となっています。
- 6歳未満・18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の多くは母子世帯であり、一般世帯に占める母子世帯の割合は横ばい傾向となっています。

■ ひとり親世帯の推移

単位：世帯

	実績			
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	13,858	13,736	15,542	15,320
6歳未満の親族(子ども)のいる一般世帯	1,724	1,508	1,562	1,538
18歳未満の親族(子ども)のいる一般世帯	4,087	3,582	3,515	3,403
ひとり親世帯(総数)	1,010	1,186	1,270	1,238
総世帯数に占める割合	7.3%	8.6%	8.2%	8.1%
うち6歳未満の子どもがいる世帯	72	98	96	90
一般世帯数に占める割合	0.5%	0.7%	0.6%	0.6%
6歳未満の子どもがいる世帯に占める割合	4.2%	6.5%	6.1%	5.9%
うち18歳未満の子どもがいる世帯	354	405	444	423
一般世帯数に占める割合	2.6%	2.9%	2.9%	2.8%
18歳未満の子どもがいる世帯に占める割合	8.7%	11.3%	12.6%	12.4%
母子世帯(総数)	864	1,006	1,085	1,062
総世帯数に占める割合	6.2%	7.3%	7.0%	6.9%
うち6歳未満の子どもがいる世帯	70	88	94	88
一般世帯数に占める割合	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%
6歳未満の子どもがいる世帯に占める割合	4.1%	5.8%	6.0%	5.7%
うち18歳未満の子どもがいる世帯	325	359	408	384
一般世帯数に占める割合	2.3%	2.6%	2.6%	2.5%
18歳未満の子どもがいる世帯に占める割合	8.0%	10.0%	11.6%	11.3%
父子世帯(総数)	146	180	185	176
総世帯数に占める割合	1.1%	1.3%	1.2%	1.1%
うち6歳未満の子どもがいる世帯	2	10	2	2
一般世帯数に占める割合	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%
6歳未満の子どもがいる世帯に占める割合	0.1%	0.7%	0.1%	0.1%
うち18歳未満の子どもがいる世帯	29	46	36	39
一般世帯数に占める割合	0.2%	0.3%	0.2%	0.3%
18歳未満の子どもがいる世帯に占める割合	0.7%	1.3%	1.0%	1.1%

資料：国勢調査

2 人口動態等

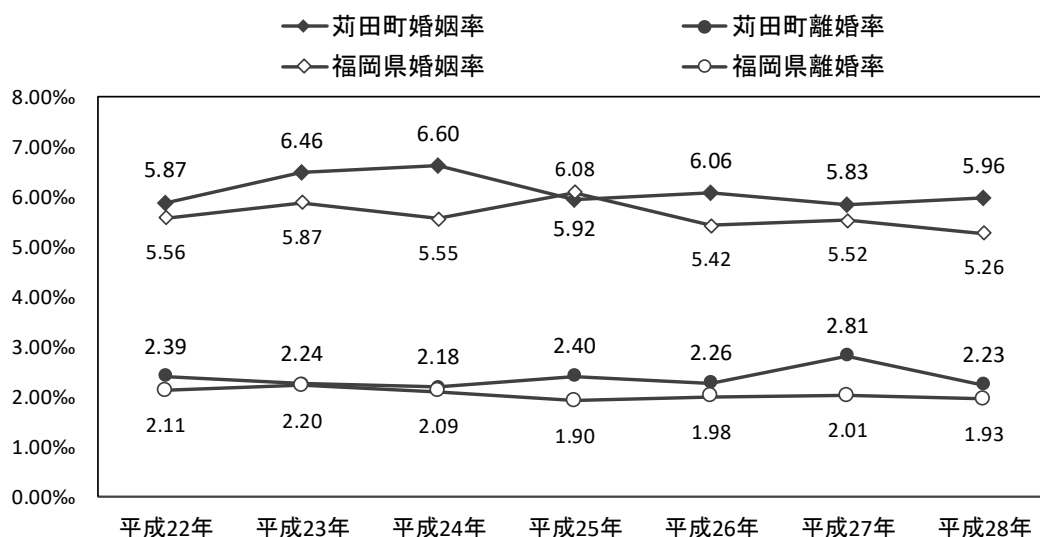
(1) 婚姻・離婚の動向

- 本町の婚姻件数は平成 24 年の 236 件をピークに、以降減少または横ばいで推移しています。また、婚姻率（人口千対）は、概ね 6.00‰ 台前後を維持しており、平成 25 年以外は福岡県の婚姻率を上回りながら推移しています。
- 離婚件数は、概ね 80 件前後で推移していましたが、平成 27 年では 96 件と増加し、平成 28 年では 78 件まで減少しています。また、離婚率は常に福岡県の値を上回って推移しています。

■ 婚姻・離婚の推移（福岡県との比較）

		実績						
		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
苅田町	婚姻数(件)	209	225	236	212	217	199	209
	婚姻率(‰)	5.87	6.46	6.60	5.92	6.06	5.83	5.96
	離婚件数(件)	85	78	78	86	81	96	78
	離婚率(‰)	2.39	2.24	2.18	2.40	2.26	2.81	2.23
福岡県	婚姻率(‰)	5.56	5.87	5.55	6.08	5.42	5.52	5.26
	離婚率(‰)	2.11	2.20	2.09	1.90	1.98	2.01	1.93

■ 婚姻・離婚の推移（福岡県との比較）

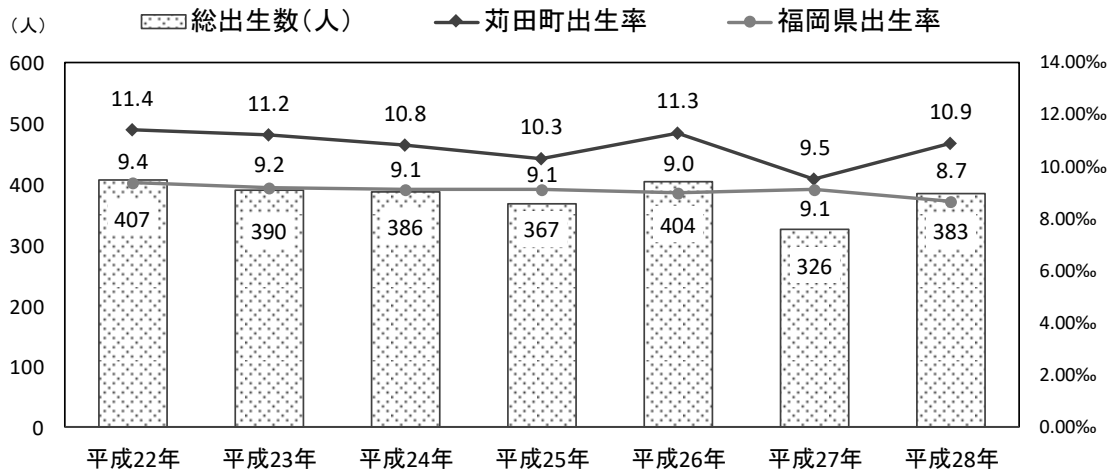


資料：福岡県人口動態統計

(2) 出生の動向

- 本町の出生の動向をみると、平成 22 年の 407 人以降減少傾向となり、平成 26 年で 404 人と増加しましたが、平成 27 年では再び 326 人まで減少しています。出生率（人口千対）は、常に福岡県の値を上回って推移しており、平成 28 年の出生率は 10.9‰ となっています。

■ 出生数及び出生率の推移（福岡県との比較）

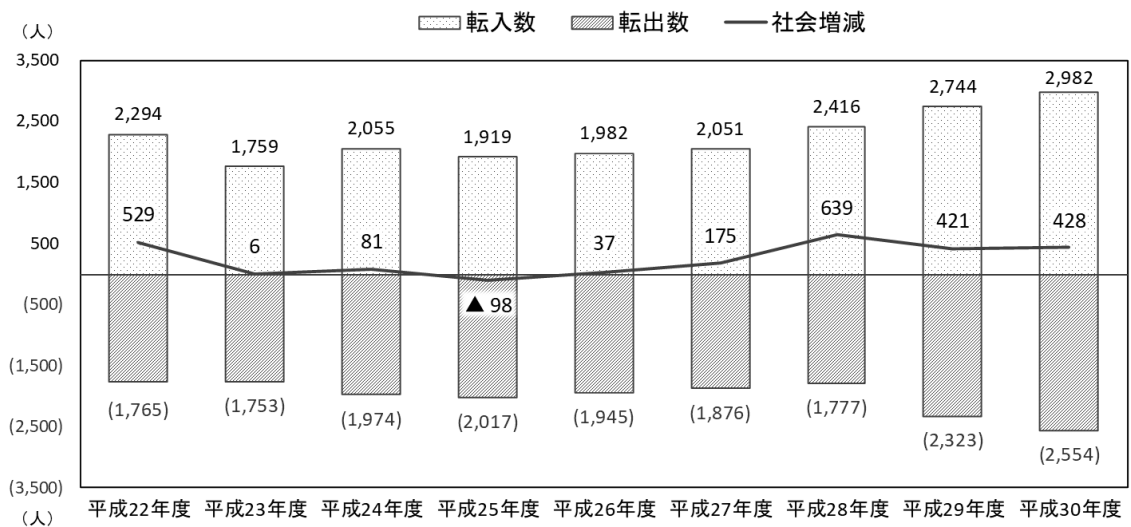


資料：福岡県人口動態統計

(3) 人口増減の動向

- 本町の社会増減をみると、平成 25 年度以外、転入数が転出数を上回る社会増の状況が続いています。特に平成 28 年度以降は、転入数が転出数を大きく上回っており、平成 30 年度は転入数が 2,982 人、転出数が 2,554 人と 428 人の社会増となっています。

■ 社会増減（転入数及び転出数）の推移

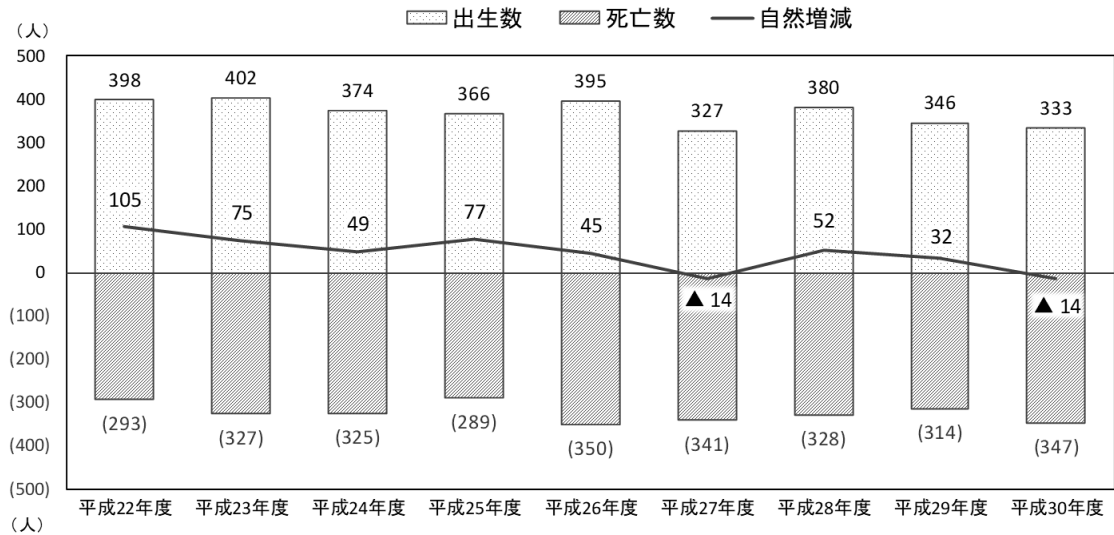


資料：総務省（人口動態調査）

※転入＝住民票記載数 転出＝住民票削除数

- 本町の自然増減をみると、平成 26 年度までは出生数が死亡数を上回る自然増の状況が続いていますが、出生数が横ばいまたは減少で推移している一方、死亡数は増加傾向にあるため、その差は縮まっており、平成 30 年度では出生数が 333 人、死亡数が 347 人と 14 人の自然減となっています。

■ 自然増減（出生数及び死亡数）の推移



資料：総務省（人口動態調査）

※出生＝住民票記載数 死亡＝住民票削除数

- 本町の人口動態は、おおむね社会増・自然増による人口増加がみられますが、近年では、出生数が横ばいまたは減少傾向あるため、自然増の規模は縮小しています。

■ 人口増減の推移

単位：人

	実績									
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
社会増減	529	6	81	-98	37	175	639	421	428	
自然増減	105	75	49	77	45	-14	52	32	-14	
人口増減	634	81	130	-21	82	161	691	453	414	

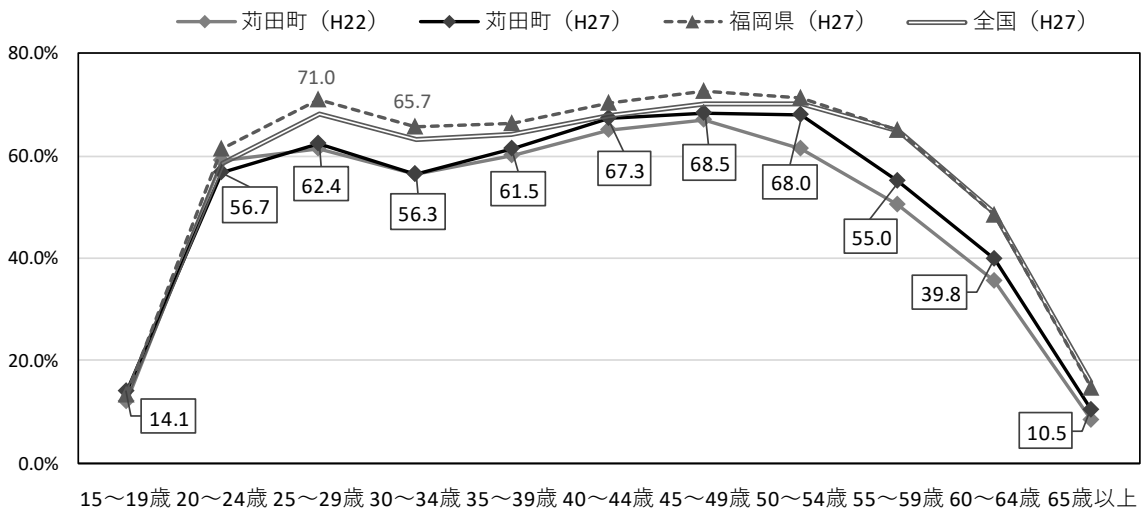
資料：総務省（人口動態調査）

3 就労状況

(1) 男女別就労状況

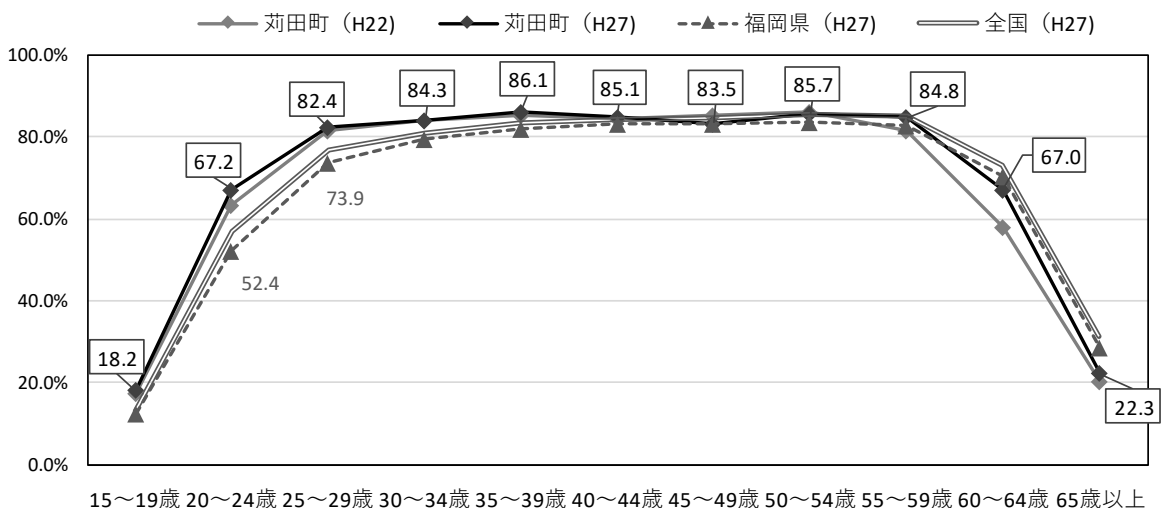
- 女性の就業率は、一般的に結婚・出産期に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというM字カーブを描くと言われています。
- 本町（平成27年）の女性の年齢別労働力率（生産年齢に達している人口のうち、労働力として経済活動に参加している人の比率）は、20歳以降、全ての年齢層で福岡県及び全国の労働力率を下回っています。特に25～29歳の労働力率は福岡県では71.0%に対して本町では62.4%と8.6ポイント低く、30～34歳の労働力率は福岡県では65.7%に対して本町では56.3%と9.4ポイント低くなっており、働く女性が比較的に少ないことが推察されます。

■ 女性の年齢別就業率（平成27年、平成22年、福岡県、全国の比較）



- 本町（平成27年）の男性の年齢別労働力率は、福岡県や全国の割合と同程度または高くなっており、特に、20～24歳では67.2%（福岡県52.4%、全国56.8%）、25～29歳では82.4%（福岡県73.9%、全国77.0%）と高くなっています。

■ 男性の年齢別就業率（平成27年、平成22年、福岡県、全国の比較）



資料：国勢調査（※数値は本町（平成27年）の就業率）

(2) 産業別就業者数

- ・本町の産業別就業者数の構成は、三次産業が 58.5%と最も高く、次いで二次産業が 37.9%となっており、福岡県と比べて、本町は二次産業の割合が特に高くなっています。
- ・男女別でみると、男性は「製造業」と「運輸業、郵便業」が全従業者の 54.2%を占め、女性は「医療、福祉」「卸売業、小売業」「製造業」で全従業者の 58.3%を占めています。

■ 苅田町男女別、産業別就業者数（平成 27 年度）

(人)

		総数	男	女
総数		15,365	9,208	6,157
一次産業	農業、林業	181	127	54
	農業	173	120	53
	林業	8	7	1
	漁業	24	19	5
	一次産業 計	205	146	59
二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	27	22	5
	建設業	796	647	149
	製造業	5,008	4,130	878
	二次産業 計	5,831	4,799	1,032
三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	147	131	16
	情報通信業	112	87	25
	運輸業、郵便業	1,099	858	241
	卸売業、小売業	1,980	812	1,168
	金融業、保険業	203	53	150
	不動産業、物品賃貸業	159	89	70
	サービス業	4,759	1,657	3,102
	学術研究、専門・技術サービス業	250	164	86
	宿泊業、飲食サービス業	611	135	476
	生活関連サービス業、娯楽業	445	153	292
	教育・学習支援業	614	226	388
	医療、福祉	1,951	410	1,541
	複合サービス業	86	48	38
	サービス業(その他)	802	521	281
	公務(他に分類されるものを除く)	529	362	167
	三次産業 計	8,988	4,049	4,939
構成比	一次産業	1.3%	1.6%	1.0%
	二次産業	37.9%	52.1%	16.8%
	三次産業	58.5%	44.0%	80.2%

(参考) 福岡県男女別、産業別就業者数（平成 27 年度）

構成比	一次産業	2.8%	3.0%	2.5%
	二次産業	20.2%	27.7%	11.2%
	三次産業	72.1%	64.3%	81.3%

資料：国勢調査（※総数は分類不能含む）

4 教育・保育施設、小学校等の状況

(1) 保育所・幼稚園の状況

- ・令和元年5月1日現在、本町には私立保育所が8園あります。
- ・子どもの数の減少に伴い、保育所利用児童数は減少しています。
- ・町内から町外の保育所を利用している児童数は、平成27年から減少しており、令和元年5月1日現在では30人となっています。同様に、町外からの受託児童数も減少しており、令和元年5月1日現在では5人となっています。

■ 保育所の状況

単位：人

		平成27年 5月1日	平成28年 5月1日	平成29年 5月1日	平成30年 5月1日	令和元年 5月1日
善立寺保育園	定員	120	120	120	120	120
	在園児数	127	125	112	122	105
	入所率	105.8%	104.2%	93.3%	101.7%	87.5%
青い鳥保育園	定員	90	90	110	110	110
	在園児数	118	114	108	104	109
	入所率	131.1%	126.7%	98.2%	94.5%	99.1%
青い鳥保育園分園	定員	30	30	30	30	30
	在園児数	14	24	26	27	26
	入所率	46.7%	80.0%	86.7%	90.0%	86.7%
与原保育園	定員	120	120	120	120	120
	在園児数	141	131	136	140	141
	入所率	117.5%	109.2%	113.3%	116.7%	117.5%
白川保育園	定員	90	90	90	90	90
	在園児数	92	91	93	94	88
	入所率	102.2%	101.1%	103.3%	104.4%	97.8%
第1ひまわり保育園	定員	90	90	90	90	90
	在園児数	94	93	101	100	97
	入所率	104.4%	103.3%	112.2%	111.1%	107.8%
第2ひまわり保育園	定員	120	120	120	120	120
	在園児数	110	101	104	107	110
	入所率	91.7%	84.2%	86.7%	89.2%	91.7%
若久青い鳥保育園	定員	120	120	120	120	120
	在園児数	134	130	123	119	109
	入所率	111.7%	108.3%	102.5%	99.2%	90.8%
小計	定員	780	780	800	800	800
	在園児数	830	809	803	813	785
	入所率	106.4%	103.7%	100.4%	101.6%	98.1%
町内から町外の保育所を利用している児童数		54	54	55	37	30
町内在住者による 保育所利用児童数 合計		884	863	858	850	815
町外からの受託児童		15	10	12	6	5

資料：庁内資料

- 本町には私立の幼稚園が4園あります。
- 在園児数は460～480人台で推移しており、令和元年5月1日現在、在園児数は478人、町全体の入園率は66.4%となっています。また、町内在住者による幼稚園利用児童数（562人）のうち、約85%が町内の幼稚園を利用しています。
- 町内から町外の幼稚園を利用している児童数は徐々に減少し、令和元年5月1日現在で84人となっています。

■ 幼稚園の状況

単位：人

		平成27年 5月1日	平成28年 5月1日	平成29年 5月1日	平成30年 5月1日	令和元年 5月1日
苅田第一幼稚園	定員	105	105	105	105	105
	在園児数	91	85	91	92	92
	入園率	86.7%	81.0%	86.7%	87.6%	87.6%
尾倉すみれ幼稚園	定員	80	80	80	80	80
	在園児数	77	77	78	74	75
	入園率	96.3%	96.3%	97.5%	92.5%	93.8%
苅田みどり幼稚園	定員	245	245	245	245	245
	在園児数	170	181	174	163	165
	入園率	69.4%	73.9%	71.0%	66.5%	67.3%
苅田幼稚園	定員	290	290	290	290	290
	在園児数	130	133	145	142	146
	入園率	44.8%	45.9%	50.0%	49.0%	50.3%
小計	定員	720	720	720	720	720
	在園児数	468	476	488	471	478
	入園率	65.0%	66.1%	67.8%	65.4%	66.4%
町内から町外の幼稚園を利用している児童数		124	114	102	90	84
町内在住者による幼稚園利用児童数 合計		592	590	590	561	562
町外からの受託児童		188	180	175	176	168

資料：庁内資料

(2) 小学校・中学校の状況

- 本町には6か所の小学校と2か所の中学校があります。
- 小学校児童数は、町全体で見ると毎年増加していますが、南原小学校と片島小学校では年々減少傾向となっています。
- 中学校生徒数は、町全体で見ると平成28年以降減少していますが、中学校別にみると苅田中学校では年々増加、新津中学校では年々減少しています。

■ 小学校の状況

単位：学級、人

		平成27年 5月1日	平成28年 5月1日	平成29年 5月1日	平成30年 5月1日
苅田小学校	学級数	23	23	24	24
	児童数	590	624	636	626
馬場小学校	学級数	16	15	15	16
	児童数	306	321	325	336
南原小学校	学級数	15	14	16	16
	児童数	395	376	383	379
与原小学校	学級数	23	23	23	25
	児童数	626	630	652	692
片島小学校	学級数	7	7	7	7
	児童数	59	52	47	46
白川小学校	学級数	6	7	7	7
	児童数	69	64	65	74
計	学級数	90	89	92	95
	児童数	2,045	2,067	2,108	2,153

資料：福岡県教育便覧

■ 中学校の状況

単位：学級、人

		平成27年 5月1日	平成28年 5月1日	平成29年 5月1日	平成30年 5月1日
苅田中学校	学級数	16	16	17	18
	児童数	470	488	499	513
新津中学校	学級数	14	14	14	15
	児童数	468	465	438	403
計	学級数	30	30	31	33
	児童数	938	953	937	916

資料：福岡県教育便覧

5 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

(1) 地域子ども・子育て支援事業の内容

・子どもや子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて取り組む事業は、次の14事業があります。

1. 利用者支援事業
2. 地域子育て支援拠点事業
3. 妊婦健康診査事業
4. 乳児家庭等全戸訪問事業
5. 養育支援訪問事業
6. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
7. 子育て短期支援事業（ショートステイ）
8. ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）（※）
9. 一時預かり事業
10. 延長保育事業
11. 病児・病後児保育事業
12. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
13. 実費徴収に係る補足給付を行う事業
14. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

（※）の付いている事業は、本町では実施していません。

・上記のうち、次の事業は、見込量算出の対象となっていません。

「6. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

「13. 実費徴収に係る補足給付を行う事業」

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき給食費（副食費）、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業

「14. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業

(2) 各種事業の実施状況

① 利用者支援事業

【事業概要】

- 子どもや保護者が、身近な場所で、子ども子育て支援事業計画に基づく事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、支援を行う事業です。

【実施状況】

- 子育て世代包括支援センターを平成 29 年から 1 か所設置しています。センターに母子保健コーディネーター（助産師）を配置し、妊娠中から産後、子育てに関する相談・支援を行っています。

■ 第 1 期計画期間における見込み量と実績

単位：か所

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み	0	0	0	0	0
か所数			1	1	1

② 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

【事業概要】

- 乳幼児とその保護者同士が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
- パンジープラザ内の地域子育て支援センター、与原保育園、白川保育園の 3 か所で実施しています。

【対象者】

- 小学校就学前児童

【実施状況】

- 平成 28 年度は、量の見込みを利用実績が上回っていますが、対応可能な支援拠点は確保できています。また、年度によって増減はみられますが、平成 27 年度から平成 30 年度までの計画期間では減少傾向となっています。

■ 第 1 期計画期間における見込み量と実績

単位：人回/年

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み	2,617	2,591	2,522	2,455	2,390
利用実績	2,487	3,060	2,436	2,139	

③ 妊婦健康診査事業

【事業概要】

- ・妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導等を行う事業です。

【対象者】

- ・妊婦

【実施状況】

- ・母子健康手帳（親子健康手帳）交付件数の減少に伴い、各年度、量の見込みを利用実績が下回っており、平成 27 年度から平成 30 年度までの計画期間では利用実績は減少しています。

■ 第 1 期計画期間における見込量と実績

単位：人/年

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み	5,082	4,690	4,564	4,448	4,480
利用実績	4,661	4,318	3,847	4,059	

※利用実績は、各妊婦の受診回数の積み上げ

④ 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

- ・助産師・保健師が生後4か月までのすべての乳幼児を全戸訪問し、母子の健康管理、育児支援の情報提供を行う事業です。また、フォローが必要な児童・保護者には発育発達の観察及び育児に関する指導助言を行います。

【対象者】

- ・0歳児とその保護者

【実施状況】

- ・平成 29 年度では量の見込みを利用実績がやや上回っていますが、対応可能な提供体制は確保できています。出産後、全戸訪問し、児童の状況確認、必要な情報提供等を行っています。また、2子目以降の出産、多忙・転出などの理由で訪問を希望しない方もいるため、対象家庭の約 1 割程度が未実施となっています。

■ 第 1 期計画期間における見込量と実績

単位：人/年

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み	347	335	326	333	340
利用実績	312	324	334	313	

⑤ 養育訪問支援事業

【事業概要】

- ・育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師・助産師による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

【対象者】

- ・0歳児とその保護者

【実施状況】

- ・平成30年度から実施しており、これまで利用実績はありませんが、乳幼児健診や各種相談事業の中で、フォローが必要な児童・保護者には期間を設けて電話や親の承諾があれば、入園している児童に対して巡回相談にて様子を確認し、適切な支援を行っています。

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業概要】

- ・保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。町内には児童養護施設等はなく、鞍手乳児院（鞍手町）への委託により実施しています。

【対象者】

- ・0歳児～18歳児

【実施状況】

- ・前回計画策定時には、事業実施の要望はなく、利用実績もありませんでした。町内には児童養護施設等はありませんが、関係施設と連携を図っています。

■第1期計画期間における見込み量と実績

単位：人/年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	0	0	0	0	0
利用実績	0	0	0	0	

⑦ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【事業概要】

- ・一時的に保育を依頼する会員と、一時的に児童を預かる会員が登録し、育児に関して地域住民が相互援助活動を行う事業です。

【対象者】

- ・0歳児～11歳児（概ね小学生まで）

【実施状況】

- ・現在、本事業は実施していないため、量の見込み、利用実績はありません。利用ニーズと提供体制を把握した上で、事業実施について検討が必要です。

⑧ 一時預かり事業

ア 一時預かり事業（幼稚園における在園児に対する一時預かり事業）

【事業概要】

- ・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【対象者】

- ・3歳児～5歳児

【実施状況】

- ・量の見込みを利用実績が大きく下回っており、ニーズの有無や実施についての協議が必要です。

■第1期計画期間における見込量と実績

（1号認定・2号認定合計）

単位：延べ利用人数/年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	51,700	49,960	47,920	45,580	45,260
利用実績	11,995	12,649	15,339	29,915	

イ 一時預かり事業（その他、認可保育所等における一時預かり事業）

【事業概要】

- ・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認可保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。公益社団法人にて1か所実施しています。

【対象者】

- ・0歳児～5歳児

【実施状況】

- ・各年度、量の見込みを利用実績が上回っていますが、対応可能な提供体制は確保できています。ニーズの高さがうかがえるため、実施についての協議が必要です。

■第1期計画期間における見込量と実績

単位：延べ利用人数/年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	655	650	641	634	624
利用実績	745	854	878	943	

⑨ 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業概要】

- ・保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、幼稚園や保育所等において保育を実施する事業です。現在、町内の各園で実施しています。

【対象者】

- ・0歳児～5歳児

【実施状況】

- ・各年度、量の見込みを利用実績が上回っていますが、対応可能な提供体制は確保できています。ニーズの高さがうかがえるため、実施についての協議が必要です。

■第1期計画期間における見込量と実績

単位：人/年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	350	350	350	350	350
利用実績	397	458	417	395	

⑩ 病児・病後児保育事業

【事業概要】

- ・病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。現在、行橋京都メディカルセンター内の行橋京都病児病後児保育室で対応しています。

【対象者】

- ・0歳児～5歳児、1年生～6年生

【実施状況】

- ・各年度、量の見込みを利用実績が大きく上回っていますが、対応可能な提供体制は確保できています。周知が進み、利用者も年々増加しています。

■第1期計画期間における見込量と実績

単位：人/年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	160	157	151	145	143
利用実績	316	329	439	311	

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

- ・保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【対象者】

- ・1年生～3年生：低学年 4年生～6年生：高学年

【実施状況】

- ・各年度、量の見込みより利用実績が大きく下回っており、320人前後で推移しています。また、本町では、放課後子どもひろばとの連携により事業を実施しています。放課後子どもひろばは、保護者の就労の有無に関係なく参加でき、その登録者数は、平成27年度から令和元年度にかけて増加しています。

■第1期計画期間における見込量と実績

単位：人/年

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
量の見込み	低学年	389	393	403	409	396	
	高学年	163	159	160	165	166	
	計	552	552	563	574	562	
利用実績	児童放課後クラブ	低学年	287	303	305	302	297
		高学年	29	17	14	12	12
		計	316	320	319	314	309
	子ども放課後ひろば	低学年	344	419	347	343	377
		高学年	218	289	167	192	256
		計	562	708	514	535	633
合計		878	1,028	833	849	942	

※利用実績：放課後児童クラブは各年度5月1日時点の登録児童数、放課後子どもひろばは各年度4月1日の登録児童数（以下、同様）

【小学校区別】（全5か所）

（苜田小学校区）

■第1期計画期間における見込量と実績

単位：人/年

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
量の 見込み	低学年	112	113	117	119	115	
	高学年	47	44	45	46	47	
	計	159	157	162	165	162	
利用 実績	児放 童課 後 クラブ	低学年	93	93	95	102	95
		高学年	2	3	0	0	0
		計	95	96	95	102	95
	子放 ども 課 後 ひ ろ ば	低学年	105	118	106	103	118
		高学年	76	100	70	65	77
		計	181	218	176	168	195
合 計		276	314	271	270	290	

（馬場小学校区）

■第1期計画期間における見込量と実績

単位：人/年

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
量の 見込み	低学年	53	54	55	56	54	
	高学年	22	22	22	22	22	
	計	75	76	77	78	76	
利用 実績	児放 童課 後 クラブ	低学年	34	44	48	41	36
		高学年	4	0	0	0	0
		計	38	44	48	41	36
	子放 ども 課 後 ひ ろ ば	低学年	70	96	76	82	83
		高学年	63	76	41	65	85
		計	133	172	117	147	168
合 計		171	216	165	188	204	

(南原小学校区)

■第1期計画期間における見込量と実績

単位：人/年

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
量の 見込み	低学年	79	80	82	83	80	
	高学年	33	32	32	34	34	
	計	112	112	114	117	114	
利用 実績	児放課 後ク ラブ	低学年	49	51	51	39	45
		高学年	6	0	0	5	6
		計	55	51	51	44	51
	子放課 後 もひ ろば	低学年	51	66	59	59	57
		高学年	31	35	16	22	27
		計	82	101	75	81	84
合 計		137	152	126	125	135	

(与原小学校区)

■第1期計画期間における見込量と実績

単位：人/年

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
量の 見込み	低学年	120	121	124	126	122	
	高学年	50	50	50	51	51	
	計	170	171	174	177	173	
利用 実績	児放課 後ク ラブ	低学年	99	101	96	104	106
		高学年	17	13	12	3	0
		計	116	114	108	107	106
	子放課 後 もひ ろば	低学年	91	116	94	93	107
		高学年	35	66	32	32	56
		計	126	182	126	125	163
合 計		242	296	234	232	269	

(片島小学校区・白川小学校区)

※片島小学校区と白川小学校区では、放課後児童クラブは合同で実施しています。放課後子どもひろばは、各小学校区で実施しています。

■第1期計画期間における見込量と実績

単位：人/年

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
量の 見込み	低学年	25	25	25	25	25	
	高学年	11	11	11	11	11	
	計	26	26	26	26	26	
利用 実績	放課後 児童 クラブ	低学年	12	14	15	16	15
		高学年	0	1	2	4	6
		計	12	15	17	20	21

(片島小学校区)

■第1期計画期間における放課後子どもひろばの利用実績

単位：人/年

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
利用 実績	放課後 子ども ひろば	低学年	16	14	8	4	5
		高学年	9	6	5	6	9
		計	25	20	13	10	14

(白川小学校区)

■第1期計画期間における放課後子どもひろばの利用実績

単位：人/年

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
利用 実績	放課後 子ども ひろば	低学年	9	4	4	2	7
		高学年	6	3	3	2	2
		計	15	7	7	4	9

6 ニーズ調査結果の概要

(1) 調査の概要

1) 調査の目的

子育て家庭の実態や、子育て支援ニーズ、子育てや少子化に関する意識等を把握することにより、今後の子育て支援施策の充実に生かすとともに「子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とすることを目的として、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

2) 調査対象

- ① 就学前児童保護者 … 1,000 件
- ② 小学生児童保護者 … 1,000 件

3) 調査方法

- ① 対象者の保護者に調査を行いました。
(兄弟姉妹がいる場合は、末子を対象としています。)
- ② 郵送により、調査票の配布・回収を行いました。

4) 配布及び回収数

	配布数	有効回収数	回収率
① 就学前児童保護者	1,000 件	557 件	55.7%
② 小学生児童保護者	1,000 件	505 件	50.5%
計	2,000 件	1,062 件	53.1%

※以後、調査内容及び調査結果において、① 就学前児童保護者は「就学前」、② 小学生児童保護者は「小学生」と表記しています。

5) 調査期間

平成31年1月15日(火) ~ 1月31日(木)

(2) 調査結果

1) 住まいの地域、子どもの家族の状況

- 対象児童が住んでいる地域（小学校区）は、就学前児童では「与原小学校区」が最も多く、小学生児童では「苅田小学校区」が最も多くなっています。
- 子どもの人数は、就学前児童では1～2人、小学生児童では2～3人の家庭が多くなっています。
- 調査の回答は主に、「母親」からの回答が多く、「配偶者がいない」が就学前児童で5.4%、小学生児童で9.7%となっています。子育てを主に行っている人は、「父母ともに」「主に母親」が大多数を占めています。

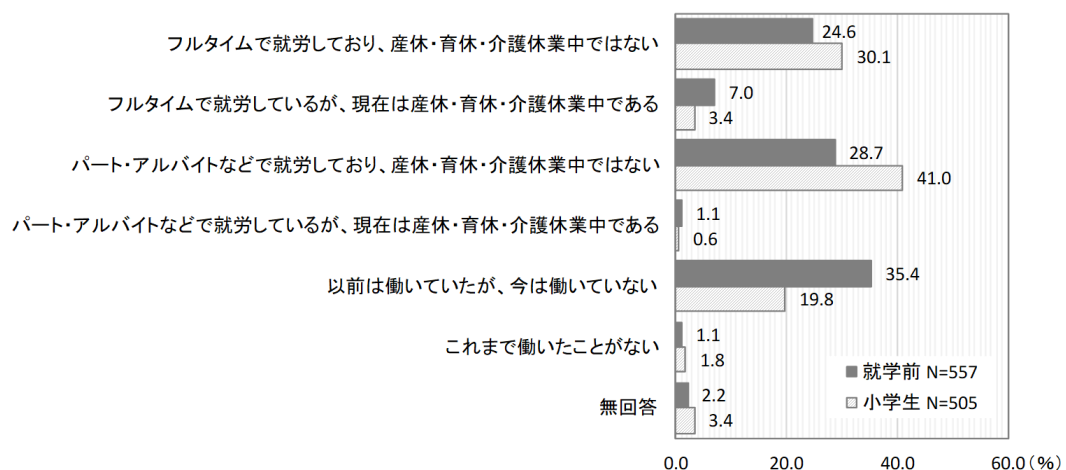
2) 子育ての環境

- 日常的に祖父母などの親族に子どもをみてもらえる家庭は3割、緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる家庭は6割程度となっていますが、その中でも、2割程度の方が祖父母等の身体的負担が大きく心配で、心苦しいという状況があり、これを補完する地域やサービスの支援が必要と考えられます。
- 子育てについて気軽に相談できる人や場所については、9割が「ある/いる」と回答しており、その相談相手は「配偶者」や「祖父母等の家族・親族」「知人・友人」など身近な人を相談相手としていることが多い状況です。一方、「子育て支援センターなどの行政機関や相談窓口」と回答した人は1割未満となっており、専門知識が必要な内容やアドバイスなどに対応し、気軽に利用できる相談窓口の周知が必要と考えられます。

3) 保護者の就労状況

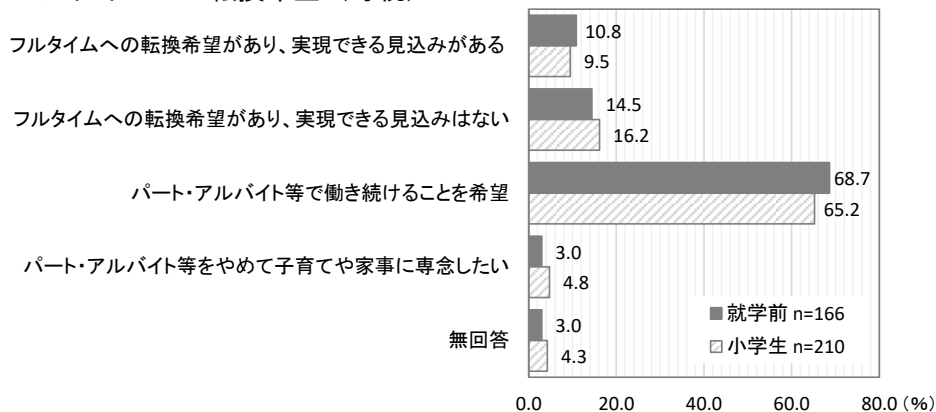
- 母親の就労状況は「フルタイム」や「パート・アルバイト等」で就労している人が6～7割程度みられ、「産休・育休・介護休業中ではない」という回答が多く、また、平成25年度調査と比較すると、フルタイムまたはパート・アルバイト等で働く母親は増えています。

■就労状況（母親）



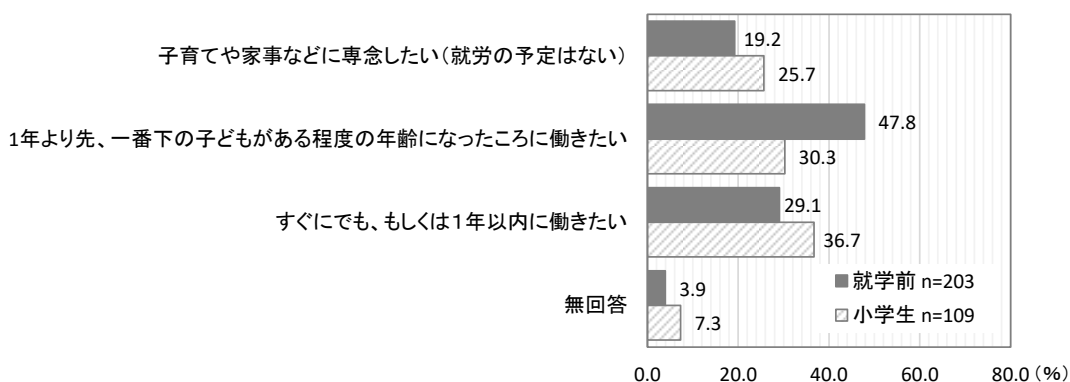
- 現在パート・アルバイト等で就労している母親の多くが今後も就労を継続することを希望しており、その就労形態は「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が就学前児童で68.7%、小学生児童で65.2%となっています。一方、「フルタイム」で働くことを希望する人は、就学前児童で25.3%、小学生児童で25.7%となっています。

■フルタイムへの転換希望（母親）



- 「以前は働いていたが、今は働いていない」もしくは「これまで働いたことがない」と回答した母親について、今後就労意向がある人は、就学前児童で76.9%、小学生児童で67.0%と多いことがうかがえます。また、その勤務形態は多くの方が「パート・アルバイト等」を希望しており、就労日数としては週3日～5日、1日の就労時間は「5時間以上6時間未満」という回答が多くみられます。また、「フルタイム」で働くことを希望する人は就学前児童、小学生児童ともに1割未満となっています。
- 今後、働きながら子育てをする母親が増えることも想定されるため、母親のニーズに対応することが重要であるとともに、父親の労働環境の改善等に向けた啓発などの取組が必要となります。

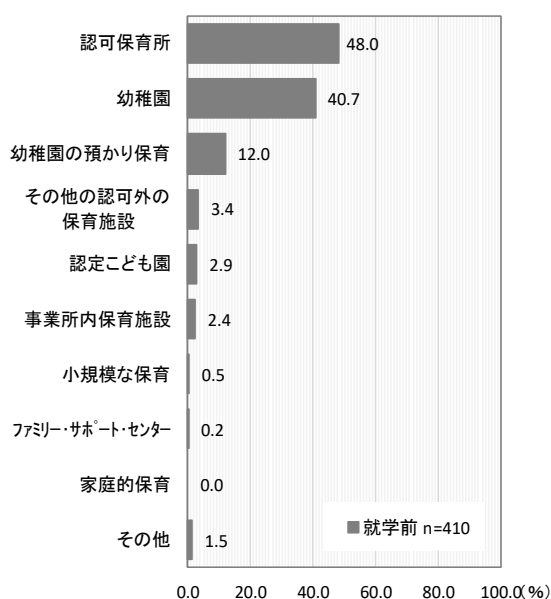
■現在、働いていない母親の就労意向



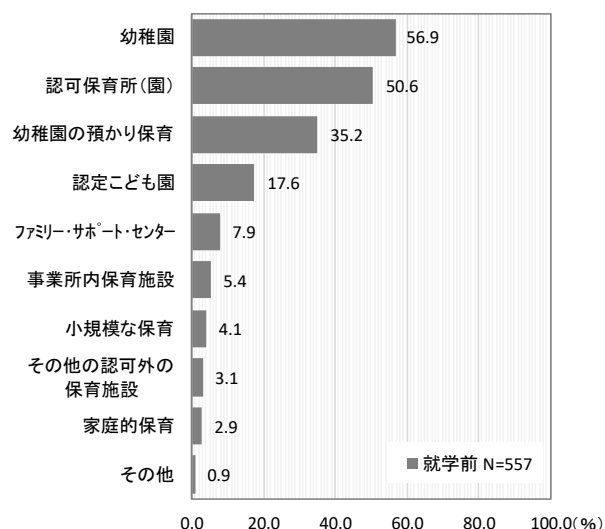
4) 定期的な教育・保育事業の利用

- 平日の定期的な教育・保育事業を「利用している」という回答は 73.6%で、利用している事業については「認可保育所」(48.0%)、「幼稚園」(40.7%)、「幼稚園の預かり保育」(12.0%)が多くなっています。
- 今後の定期的な教育・保育事業の利用の意向については「幼稚園」(56.9%)、「認可保育所」(50.6%)、「幼稚園の預かり保育」(35.2%)の順に多くなっており、現在の利用状況と比較すると、特に「幼稚園」や「幼稚園の預かり保育」では利用意向の方が高くなっています。

■ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況 (複数回答)

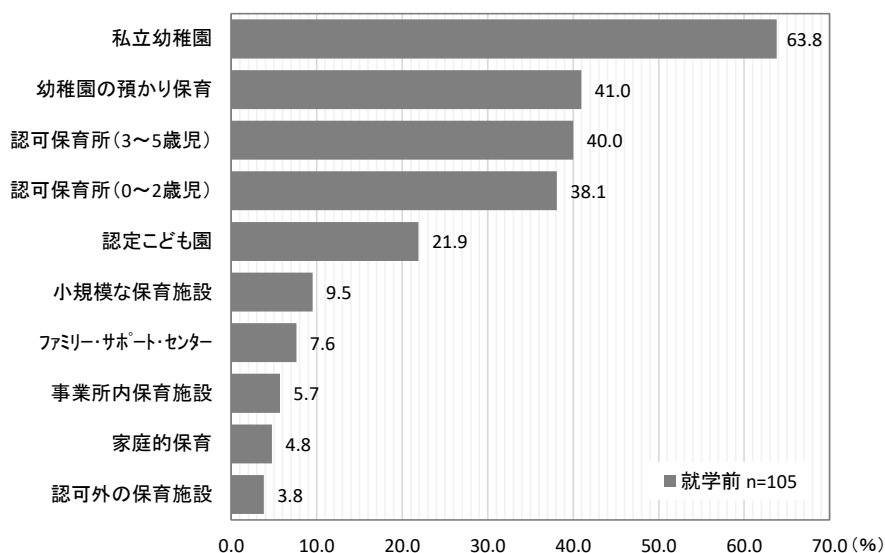


■ 定期的にご利用したい平日の教育・保育事業 (複数回答)



- 幼児教育・保育無償化が実施された場合、現在、教育・保育事業を利用していない人では、「新たに利用したい」という回答が 71.9%、利用したい事業は「私立幼稚園」や「幼稚園の預かり保育」「認可保育所」「認定こども園」の利用意向が多く、需要が見込まれると推察されます。

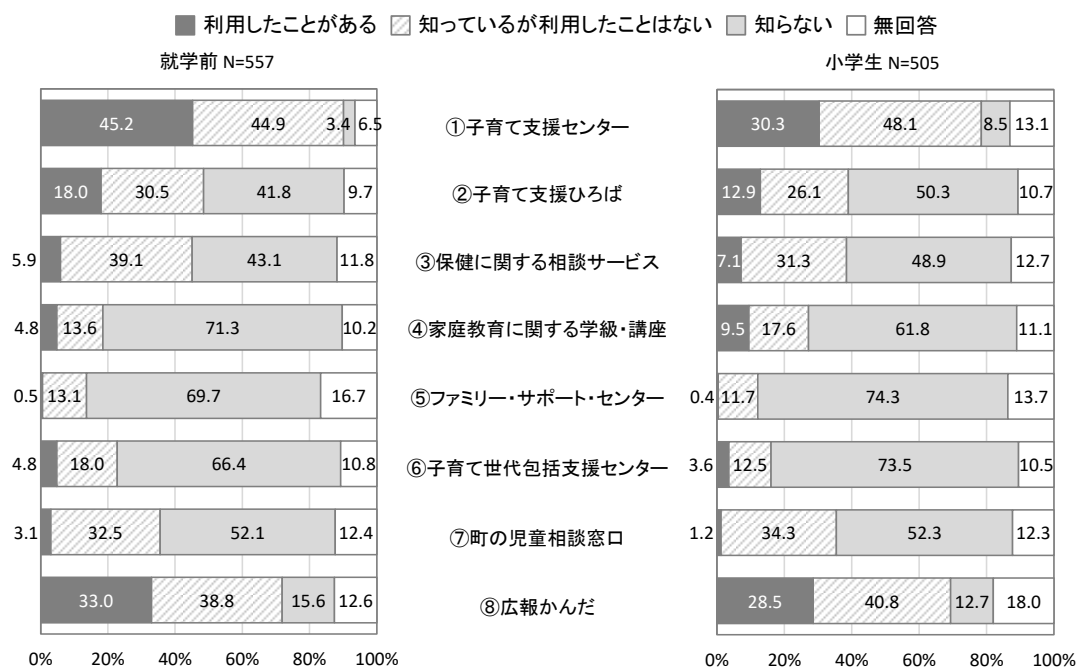
■ 無償化になった場合、どの事業を新たに利用したいか (複数回答)



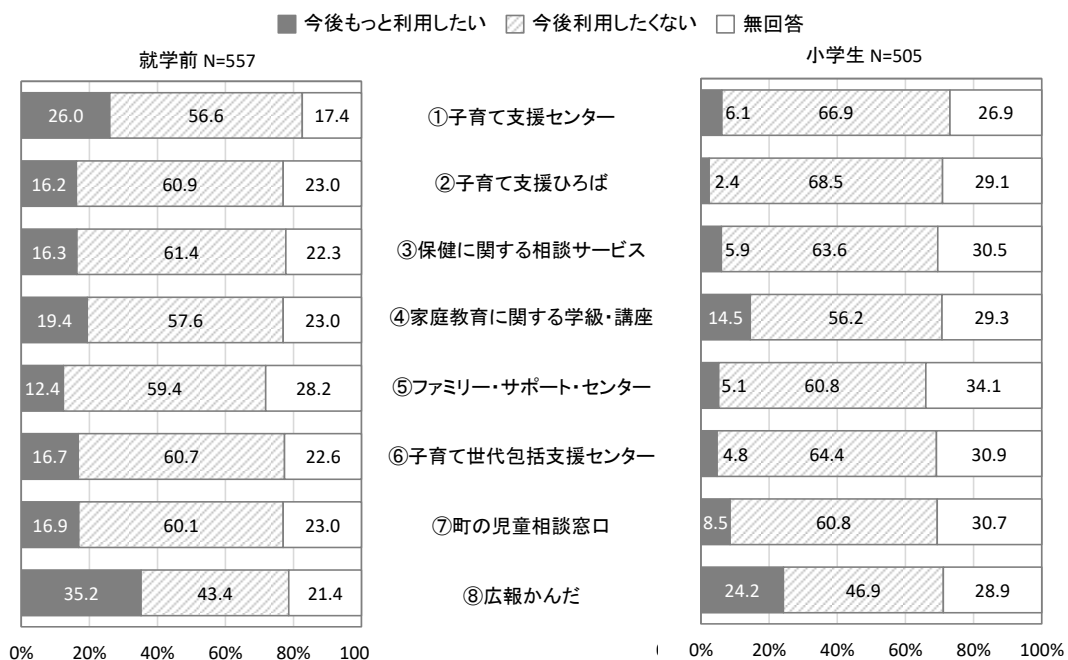
5) 地域の子育て支援事業の認知状況・利用状況・利用希望

- ・就学前児童では、地域子育て支援事業の中でも「利用したことがある」という回答は、①子育て支援センターが最も多くなっていますが、同程度に「知っているが利用したことはない」という回答も多くなっています。また、類似事業としては、②子育て支援ひろばが利用されており、①子育て支援センター、②子育て支援ひろばの利用意向は多くはみられません。
- ・各種事業の認知度は比較的高いものの、利用状況が限られている傾向がみられます。一方、⑧広報かんだについては、他の事業に比べると利用状況、利用意向ともに多くなっているため、町の広報紙等を生かして、事業の周知や情報提供を行うとともに、事業内容について充実を図る必要があります。

■地域の支援サービスの認知度と利用率



■地域の支援サービスの利用意向



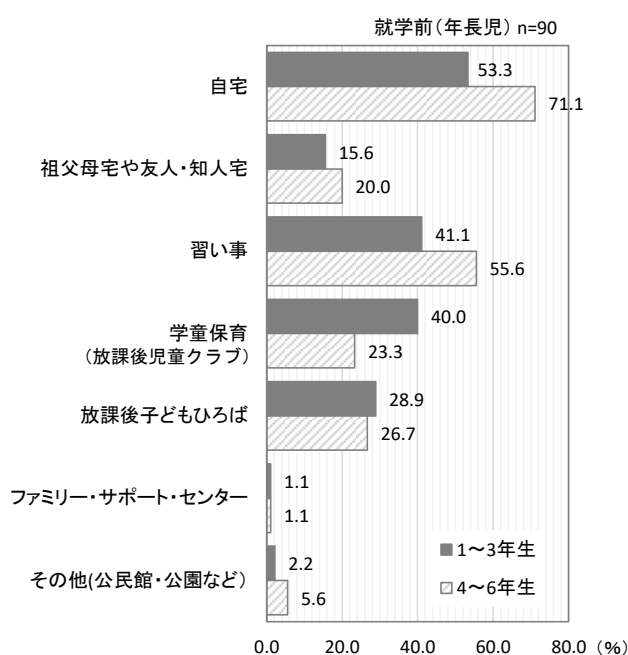
6) 病気になった時の対応

- 子どもが病気やケガで、平日の定期的な教育・保育事業、学校を休まなければならなかったことが「あった」という回答は就学前児童で85.4%、小学生児童で67.5%となっています。その際の対処方法は「母親が休んだ」「親族・知人に看てもらった」「就労していない保護者が看た」が多く、就学前児童でその傾向、日数が多くなっています。
- 母親または父親が休んで対処した人の病児・病後児保育事業の利用意向は、就学前で27.5%、小学生児童で15.3%となっています。

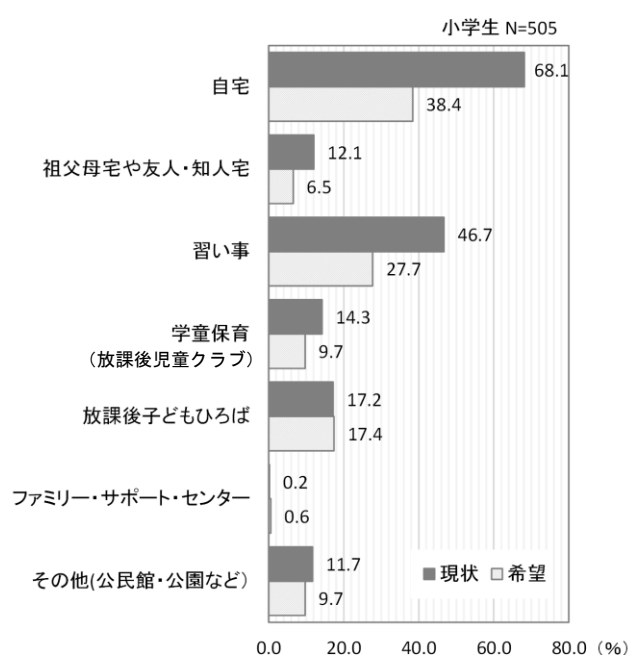
7) 小学校終了後の放課後の過ごし方

- 小学生児童が放課後の時間に過ごしている場所としては「自宅」が多く、「習い事」「放課後子どもひろば」「学童保育（放課後児童クラブ）」と続き、放課後の過ごし方の希望についても現状と同様の傾向がみられます。
- 就学前児童の放課後の過ごし方の希望については、小学校低学年（1～3年生）のうち「学童保育（放課後児童クラブ）」の利用意向が40.0%、高学年（4～6年生）になると23.3%と減少し、その減少分が「自宅」や「習い事」等へ移行しているものと考えられます。
- 放課後の過ごし方の意向は、低学年のうち学校や自宅周辺の居場所となる「学童保育（放課後児童クラブ）」のニーズが高く、高学年になると「習い事」などのニーズが高くなる傾向がみられます。子どもたちが安全に過ごせるような環境整備と子どもの健全な成長に貢献するような事業内容を充実させることで、小学校高学年の利用意向も高まると推察されます。

■放課後の過ごし方の希望（就学前（年長児））
（複数回答）



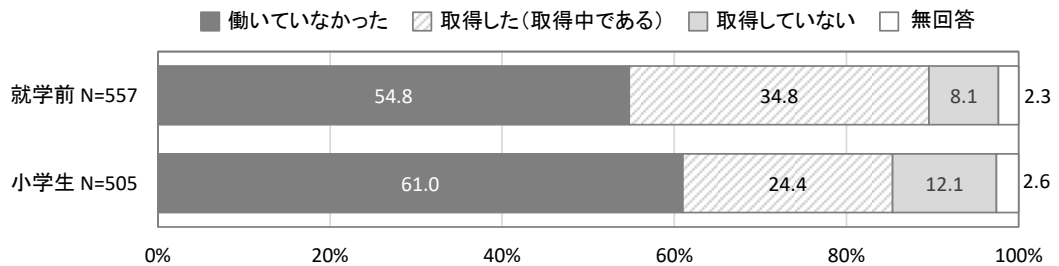
■放課後の過ごし方の現状と希望（小学生）
（複数回答）



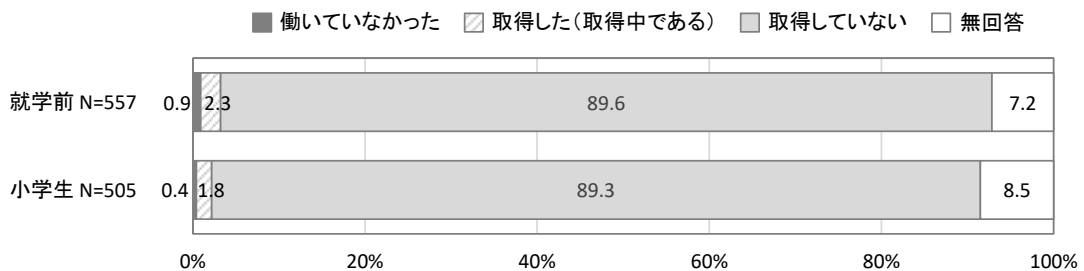
8) 育児と仕事の両立

- 対象児童が生まれた時の母親の育児休業の取得状況は、「働いていなかった」という回答が最も多く、次いで「取得した(取得中である)」となっており、取得率は就学前児童で34.8%、小学生児童で24.4%となっています。また、父親の育児休業の取得状況は「取得していない」が9割程度と大半を占めており、取得率は就学前児童で2.3%、小学生児童で1.8%となり、母親と父親の育児休業の取得に差がみられます。

■ 育児休業の取得状況 (母親)



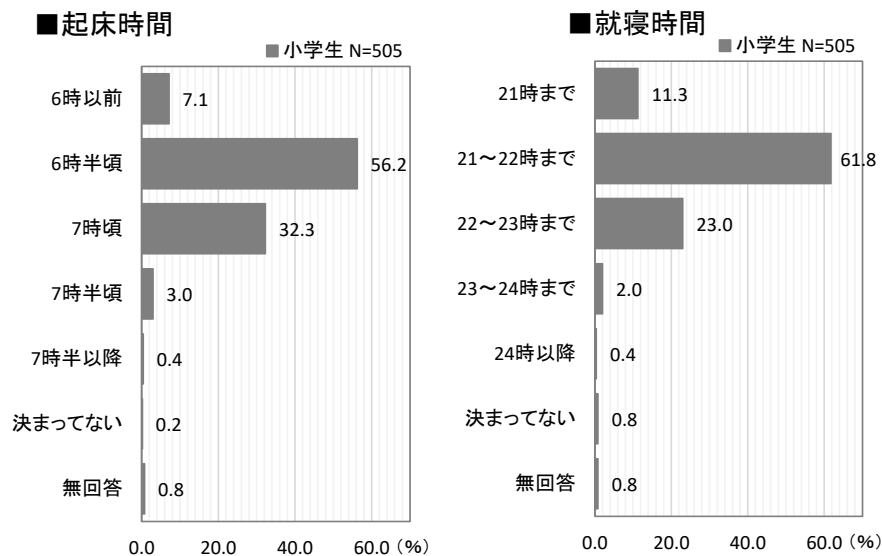
■ 育児休業の取得状況 (父親)



- 「育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した人が多くなっていますが、「育児休業取得後、離職した」という回答もみられます。また、職場に復帰した時期について、現状では希望の時期に復帰できない人が6割を超えており、その理由は希望する保育所に入るためであることが多いものの、他にも経済的な理由、職場の都合などの回答もみられます。
- 男女ともに育児休業の取得が促進されている中、取得率は母親でも2~3割、父親ではごくわずかとなっており、父母ともに意向に沿う就労や継続を図るため、育児休業制度を取得しやすいよう企業の環境を整えることに加え、職場の意識啓発、周囲の人々の意識や理解を高めていくことが必要と考えられます。

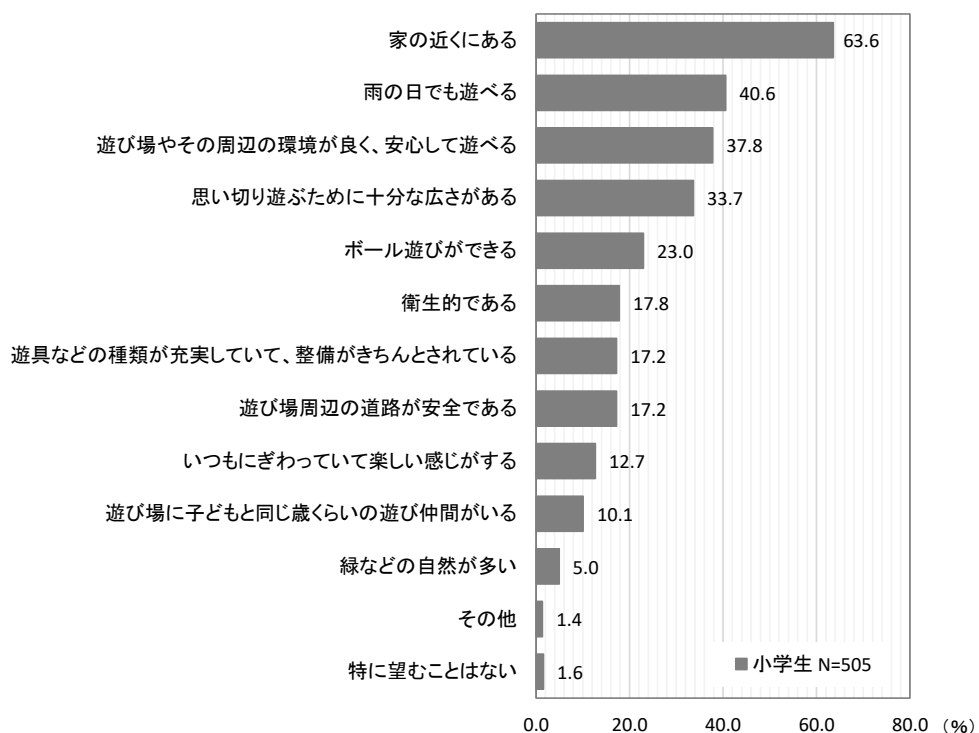
9) 子どもの日常生活や遊び

- 小学生児童の起床時間は6時半から7時頃、就寝時間は21時から22時までに集中しています。朝食の摂取状況は「毎日食べる」児童が大半を占めていますが、ほとんど食べない児童もわずかながらみられます。また、テレビの視聴時間やパソコンや携帯電話（スマホ等）の利用時間は、それぞれ「1時間以上3時間未満」という回答が多くなっています。



- 子どもの遊び場所に望むことは「家の近くにある」「雨の日でも遊べる」「遊びやその周辺の環境が良く、安心して遊べる」という回答が多く、大人の目が行き届き、近くに安心して遊べる場所が求められています。

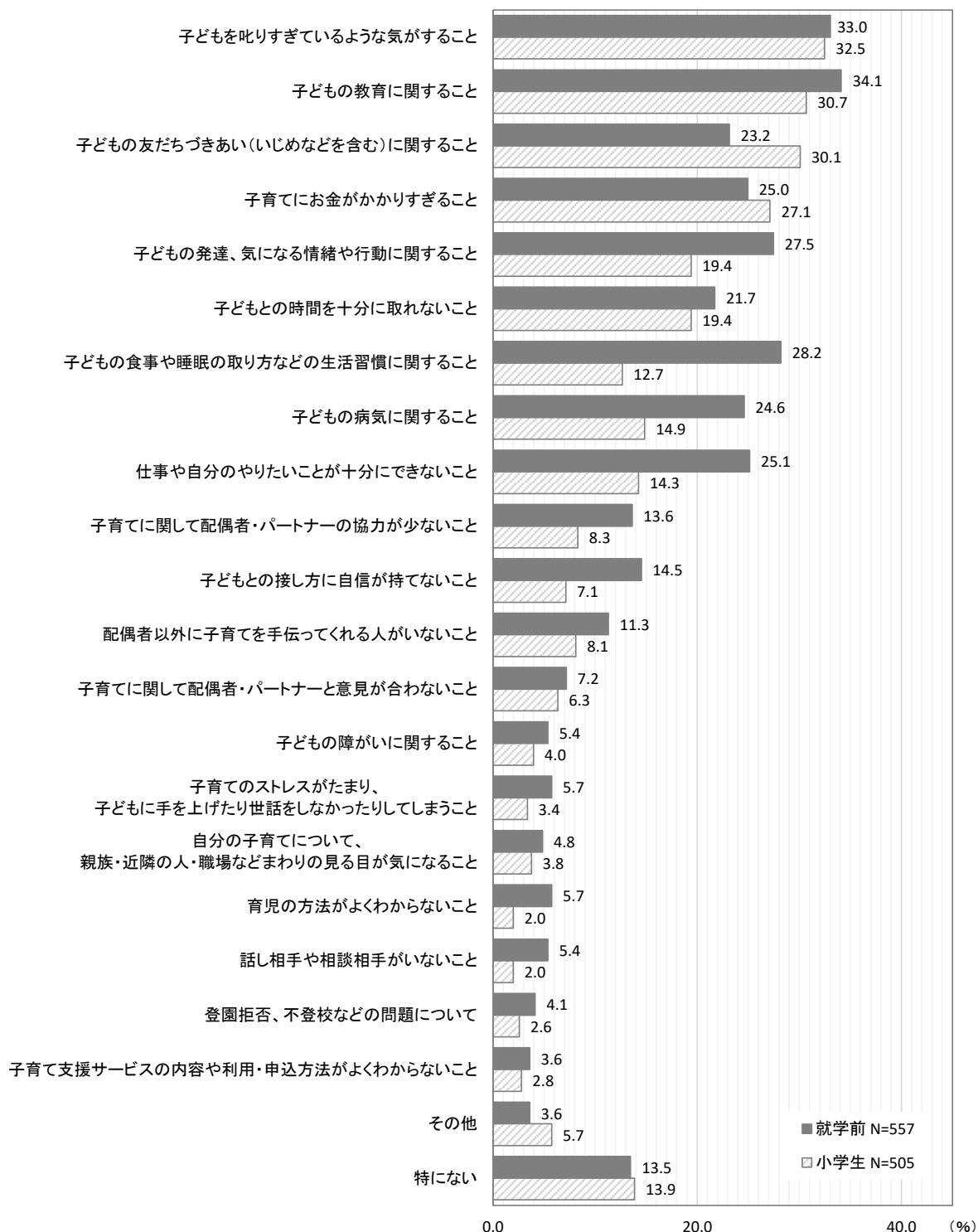
■子どもの遊び場所に望むこと（複数回答）



10) 子育て全般

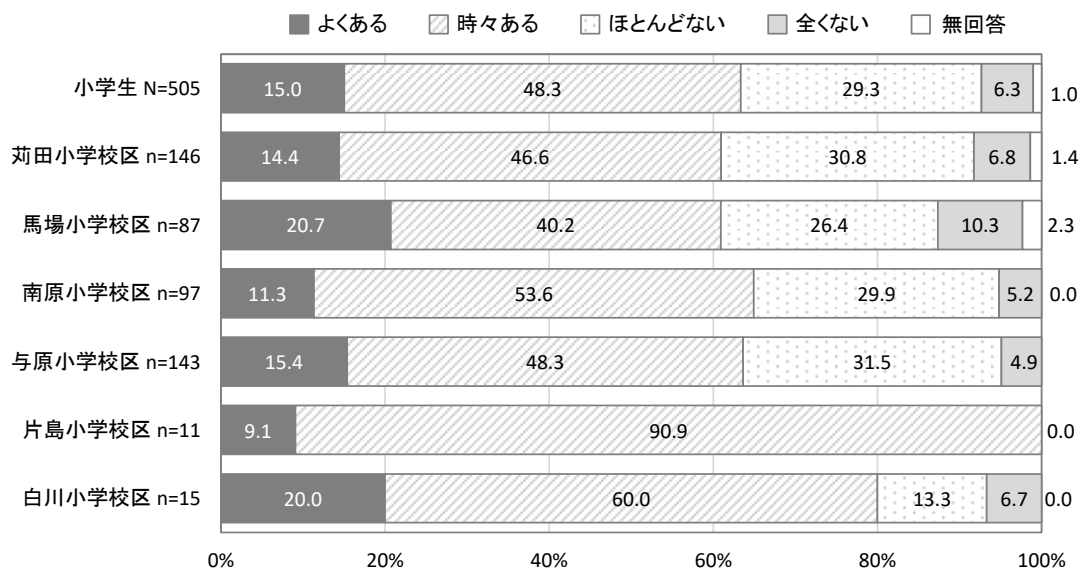
・就学前児童の保護者の95.5%が「子育てに喜びを感じている」と回答しており、また、小学生児童の保護者の84.6%が「子育てが楽しい」と回答しています。その一方で、子育てに不安や負担を感じる人が、就学前児童の保護者で71.2%、小学生児童の保護者で62.3%みられます。また、子育てに関する悩みは、子どもの教育に関することや子どもの発達や病気に関すること、経済的な負担、周囲とのつきあい方など、複数の悩みが複雑に絡み合っている状況がうかがえます。

■子育てに関する悩み



- 「ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がない」と感じている小学生児童の保護者は27.9%、「子どもとの時間を十分に取れないこと」に悩んでいる就学前児童の保護者は21.7%となっており、子どもと過ごす時間が少ない保護者が一定数みられます。
- 子育てに対する不安感、負担感を低減させるためには、家族のみならず地域の関わりも重要になります。地域の人から子どものことで声をかけてもらうことがあると回答した小学生児童の保護者は町全体で63.3%となっていますが、地域によって差がみられます。地域の人に期待することは、子どもたちが外で危険な目に遭わないように見守ってほしいという地域の防犯対策の充実を求める回答が多く、子育てについて相談にのってもらうことや地域行事の開催などによる交流の機会など、地域との直接的な関わりを求める人は多くありません。

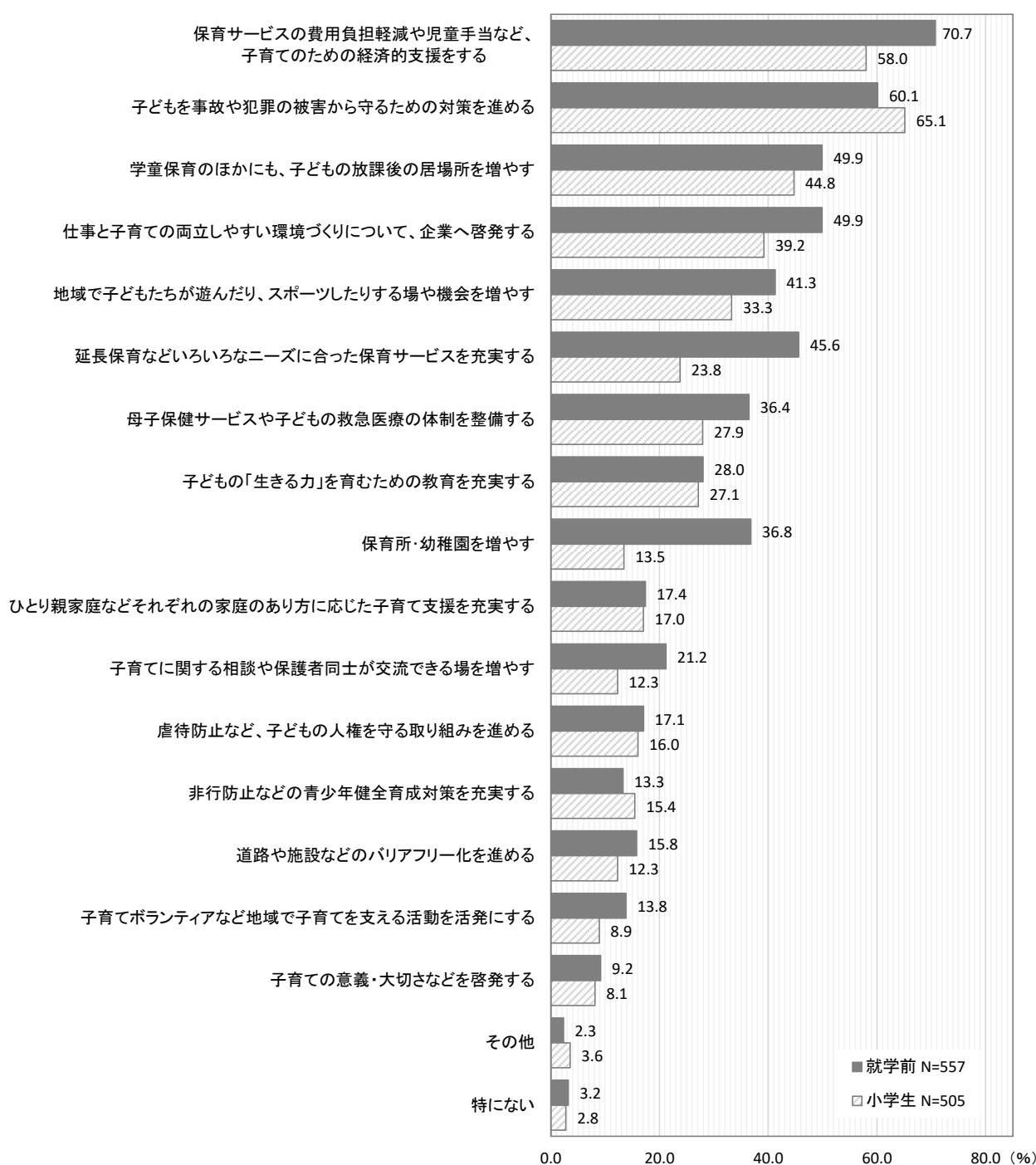
■ 地域の人に子どものことで声をかけてもらうこと（地区別）



- 少子化や近所付き合いの希薄化、核家族化等の進行、各家庭のライフスタイルや価値観の変化、多様化などにより、配偶者や祖父母などの親族、知人・友人等の協力・理解を得られない世帯が増え、子育ての孤立化が進むことが懸念されます。また、子育てにおける孤立化が子どもに及ぼす影響も大きく、教育・保育事業に関わる施設や地域の子育て支援団体と協力して、子育て支援事業の周知と支援による子育ての孤立化を防ぐ取組が必要と考えられます。

・子育てに関して町に充実を期待することは、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援をする」という回答が最も多く、幼児教育・保育無償化が実施された場合、教育・保育事業の新たな利用意向も多くみられることから、公的な経済的支援の検討も必要です。次いで、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進める」「学童保育のほかにも、子どもの放課後の居場所を増やす」など、安全な地域づくりと安心して子育てできる環境づくりを求める回答も多くみられます。さらに、「仕事と子育ての両立しやすい環境づくりについて、企業へ啓発する」という回答も多く、教育・保育事業の量的・質的対応だけでなく、企業等において、育児休業等を気兼ねなく取得できるよう、制度利用の周知や職場の理解促進に向けた普及啓発など、子育てする保護者が安心して就労できる職場の環境づくりも必要と考えられます。

■子育てに関して町に期待すること（複数回答）



7 前期計画の施策の実施状況

基本目標 1 子どもの健やかな成長と自立を助ける

小目標 1 子どもと親の心身の健康を確保する

① 子どもの健やかな成長と健康維持のために

- 第1期計画期間（平成27年度～）における、乳幼児健診（4か月、7か月、1歳6か月、3歳）の受診率は、おおむね95%前後で推移しています。健診後にフォローが必要な子ども・保護者がいた場合、随時フォローを行い、必要な機関等につなげています。健診未受診者には保育所を通しての案内や家庭訪問などで健診の必要性を説明し、受診の勧奨を行っていますが、数名については受診できていないため、対応策を考える必要があります。
- 歯科検診は、年に3回開催しており、年間延300名以上の親子が受診しています。フッ素塗布や個別のブラッシング指導、食生活改善推進会の協力による「歯にいいおやつ」の提供など、様々な内容を取り入れており、親子で歯科保健について考える良い機会にもなっています。
- 予防接種は、個別で実施しており、広報紙や「かんだすくすくカレンダー」を活用した周知や全戸訪問や定期健診時に予防接種の説明を行い、接種勧奨を行っています。
- 出産後の全戸訪問事業は、4か月健診前までの間、助産師・保健師が全家庭を訪問し、健診受診勧奨や予防接種等の説明を行っています。実施率はおおむね9割以上で推移していますが、残りの1割の家庭については、2子目以降の出産、多忙・転出などの理由で訪問を希望しない方もいます。全家庭への訪問ができるように、積極的に関わっていく必要があります。
- 子どもの心身の健康向上のため、小・中学校を通じて外部の講師やプロによる直接指導や体験談に基づく講演の機会を提供しています。しかし、スポーツに関心を持つ児童・生徒が少なくなっており、イベントへの参加者が減少しています。子どもが興味や関心を持ち、スポーツを楽しみながら、多くの人と交流できるイベントや教室の開催について検討する必要があります。

② 健康で安全な妊娠と出産のために

- 親子健康手帳（母子健康手帳）交付時に、現在の身体の状態や既往歴の有無を確認し、治療を受けていない方へは受診勧奨を行っています。継続支援が必要と判断された特定妊婦は年々増加しており、妊婦へのアンケートを通じて、疾病等の早期発見に努めるとともに、継続支援を拒否される方については、乳児健診等の機会に積極的に関わっていく必要があります。
- 妊娠中の疾病を早期発見し、より安全で安心な出産ができるように、妊婦健康診査補助券を14回分交付しています。
- 妊婦とその家族を対象として行う子育て講演会や歯科保健指導、たまご学級（妊娠中の栄養、離乳食指導、沐浴指導、妊婦体験、交流会等）への参加は、平成30年度で113名と平成29年度の55名と比較して大幅に増えており、土曜日の開催や内容の充実により、父親と一緒に参加する家庭も多くなっています。

③ 妊娠・出産、育児に関する情報取得や相談するために

- 親子健康手帳交付時には、町の各種母子保健事業やサークル等を説明し、妊娠時や出産後にスムーズにサービスを受けられるよう情報提供を行っています。また、町の幼稚園や保育所などの情報や子育て支援に関する事業などを「苅田町子育てマップ」や町のホームページに掲載し、広く情報提供を行っています。さらに、見やすさや掲載内容の充実などの工夫が必要です。
- 赤ちゃん相談（月1回、おおむね1歳）や離乳食講座（前期4回／年、中後期4回／年）を定期的に行っていますが、少子化傾向もあり、年々相談件数は減少しています。気軽に相談できる体制を整えていくとともに、支援が必要な方を積極的に相談事業へ勧めていくことが必要です。

④ 平常時・緊急時に適切な医療を受けるために

- かかりつけ医の有無については、予防接種が始まる2か月頃から決める家庭が多くなっており、4か月健診のアンケート調査では70%以上が「かかりつけ医はいる」と回答しています。しかし、その割合は年々減少傾向にあり、かかりつけ医の必要性やメリットを説明していく必要があります。
- 救急医療については、京都医師会休日夜間急患センターにおいて、休日夜間の小児科、内科、歯科の急患診療を行っています。全戸訪問事業時に当該センターの周知を図っており、受診者数も年々増加しています。また、病児・病後児保育室「アンファン」への登録者も増えており、本町は若い家庭の転入者も多いため、さらに需要の拡大が見込まれます。今後も活用についての積極的な周知と関係市町との連携による安定した事業運営が求められます。

小目標 2 子どもの自立をみんなで支え、思いやりの心を育む

① 子どもの基本的な生活習慣を身に付けるために

- 乳幼児健診時に、医師・歯科医師が身体面、生活リズム等を確認し、保健指導・栄養指導は保健師・栄養士が個別に指導しています。
- 幼児期においては、毎年野菜の苗を幼稚園・保育所に配布しています。小学生には食に関する講話会や管理栄養士の指導の下、調理体験を実施しており、自ら食べ物を選ぶ力・作る力・食べる力を身に付けるための手助けを行っています。調理体験の受講者は、おおむね 30 名弱となっており、さらに受講者を募り、食育を推進していく必要があります。

② 正しい人権意識を育むために

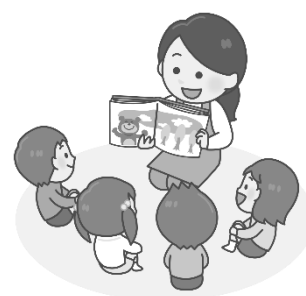
- 人権教育研究会を設置し、教職員が人権教育と啓発を推進するための研究と実践に努めています。また、毎年開催する研修や人権講演会への参加について校長会等で周知し、参加の促進を図っています。さらなる学校関係者の認識の高揚を図るため、人権教育研究会への支援や情報提供、教職員向けの研修を企画していくことが必要です。
- 学校における男女共同参画に関する教育を推進するため、各学校の教職員研修に男女共同参画に関する内容を盛り込むよう働きかけています。

③ 自立に向けた準備を進めるために

- 子どもたちが、将来社会の一員として自立できるよう、商工会議所等との連携により小学校でのキッズマート（出店体験販売）の実施拡大や、日産モノづくりキャラバンなど勤労体験学習を実施しています。また、地元の大学生や留学生との授業等での交流など、地域の人材・企業・団体との連携を図りながら、キャリア教育を推進し、「生きる力」を育んでいます。
- 通学合宿事業の実施支援や子ども会活動の支援（長期キャンプ、田植え体験等）を実施しており、児童・生徒が社会と関わる体験学習活動の充実によって、青少年の規範意識や社会生活の一員としての自覚と責任を持つ教育に取り組んでいます。

④ 確かな学力を身に付けるために

- 苅田町雇用教職員を平成 29 年度に 3 名配置し、少人数による指導、複式学級の解消など、児童・生徒の習熟度や個性に応じたきめ細かな指導体制を工夫しています。
- 義務教育 9 年間を見通した小・中連携のシステムづくりを目指し、小・中学校教員による指導方法の共有や相互授業参観を実施しています。
- 特色ある教育内容の充実を目指し、ICT 環境の整備（電子黒板の配備、デジタル教科書の導入等）や外国語指導助手（ALT）による小学 1 年生からの英語活動の実施など英語教育の充実に取り組んでいます。



基本目標 2 子育て家庭をみんなで支える

小目標 1 支援を要する子どもをみんなで支える

① 障がいのある子どもへの支援のために

- 障がいを持つ児童に対し、保育士等を加配した保育所への人件費の補助（私立保育園障害児保育補助事業）を実施しています。
- 年中児を対象とした幼稚園・保育園巡回相談（すくすく巡回相談事業）では、年に1回ずつ各保育所・幼稚園を臨床心理士と保健師が訪問し、集団生活の様子などの観察を行っています。支援が必要な子どもについては、保護者と面談等を行い、随時療育・相談機関などを紹介しています。
- 障がいをもつ子どもや支援が必要な子どもは増えており、通常保育にかかる保育士不足の問題も懸念されます。
- 重度の障がいのある児童に対する居宅介護や日中一時支援事業、短期入所などのサービスを提供しており、児童の日中における活動の場を確保するとともに、家族等の負担軽減の支援を行っています。また、児童発達支援、放課後等デイサービスの対象児童が近年増加しており、事業の充実が求められます。

② 障がいの早期発見・早期治療のために

- 3歳児健診時に医師等の診察により該当する児童に視聴覚検査の受診券を発行しており、受診券発行者数は20人前後で推移しています。3歳児健診は、1割弱の方が未受診となっています。健診受診により視聴覚等の問題の早期発見につながるため、受診勧奨が必要です。
- 乳幼児健診時の発達相談において、保護者との面談の中で必要に応じてらっこ教室を勧めていますが、「家で様子をみたい」と支援につながらないケースも多くみられます。保護者の希望を優先しつつ、早期治療の必要性も理解してもらうことが必要です。
- 乳幼児健診や幼稚園・保育園巡回相談等で発達に何らかの問題のある子どもに対して継続的なフォローを行うために療育機関（ペンギン教室、ポルト、療育センター）へつなぎ、早期に適切な支援が受けられるように取り組んでいます。本町の相談件数は年々増加傾向にあり、事業の周知を図っていくことが必要です。また、継続的なフォローのための臨床心理士や言語療法士などのスタッフの確保が課題となっています。
- 療育が必要な子どもの小学校就学に向けて、教育総務課と連携し、保護者面談実施後、必要な時に教育相談会を紹介しています。乳幼児健診や幼稚園・保育所巡回相談において、専門職員が子どもに療育の必要性を感じても保護者の方が拒否されるケースもあり、継続的な関わりと相談しやすい体制を整えていくことが課題となっています。

③ 障がいのある子どもが安心して学校生活を送るために

- 小・中学校に特別支援学級を、言語の発達及び LD（学習障害）、ADHD（多動性障害）については「通級による指導教室」を設置しています。また、20名の生活支援員を各小学校に配置し、個々に応じた支援の充実を図っています。
- 保健・医療・教育機関等と連携した発達相談を実施し、障がいのある児童の就学や教育に関する相談を行っています。

④ すべての子どもが安心して学校生活を送るために

- 荻田町青少年育成町民会議と学校の連携により「いじめストップキャンペーン」の活動の一貫として朝の声かけ運動を年に4回実施しています。声かけ運動が形式的なものになってしまわないよう、実施方法について検討する必要があります。
- 不登校状態、ひきこもり状態にある子どもへの支援として、スクールソーシャルワーカーや指導主事、生徒指導担当主事などの専門スタッフを配置し、児童・生徒、保護者への対応を図っています。この結果、中学校の不登校生徒数は年々減少しており、状況の改善がみられます。いじめや非行、家庭内における問題など、子どもをめぐる問題は多数あり、大人たちが子どもたちの様子を見守り、気軽に相談でき、何かあった時には迅速な対応が図られるような体制づくりが必要です。



小目標 2 支援を要する家庭をみんなで支える

① 虐待から子どもを守るために

- 乳幼児健診アンケートでは、主観的虐待観の設問に対し、状況の聞き取りを行っており、状況把握と適切な支援につなげていくことが必要となります。
- 月に1回、要保護児童対策地域協議会を開き、各関係機関と支援対象家庭の状況を把握し、対応を検討しています。必要に応じて、個別ケース会議や訪問等支援を行っており、個別ケース会議の回数は年々増加しています。全国的に虐待の事例が増加していく中で、要保護家庭への適切な対応と支援が求められます。
- 児童虐待防止に対する啓発を進めるため、児童相談所全国共通ダイヤル「189」を広報紙に掲載しています。全国的に児童虐待が増加する中、住民の意識も年々高まっており、最近では「面前DV」（夫婦喧嘩を子どもの前で行う）も心理的な虐待として、通報件数が増加してきています。虐待防止に関する住民の意識を高めるために、広報やPRを定期的に行う必要があります。

② 悩みを抱える母親が安心して子育てするために

- 子育て支援センター（さくらんぼサークル）では、子育てに不安や悩みを持つ方からの電話や面接による相談を受け付けています。電話・面談相談の実績は、平成27年度の24件から平成30年度では53件と増加傾向にあり、育児不安や様々な要因による育児ストレスを抱える母親が増えてきています。
- 乳幼児健診や赤ちゃん相談の時には、随時相談を受け付けており、保健師・栄養士・助産師で対応しています。
- 町のホームページや広報紙で、子育て支援センターに設置した子育てに関する総合的な相談窓口をはじめとする、各種相談窓口の周知に努めています。
- 民生委員・児童委員、人権擁護委員、行政、母子・女性相談員などが相談に応じる「心配ごと相談」を実施しています。また、地域における生活支援として、「ふくおかライフレスキュー事業」（福岡県社会福祉法人経営者協議会が実施する事業）に参加し、支援が必要な人の相談に応じ、各種制度やサービス等につなぎ、生活が安定するまでの支援を行っています。緊急の場合は、食材支援やライフラインの復旧等、経済的援助（現物給付）も行っています。

③ 経済的な負担を抱える家庭のために

- 児童手当や児童扶養手当、特別児童扶養手当、子ども医療費の助成、ひとり親家庭等医療費の助成や就学援助制度により、子育て家庭における経済的負担の軽減を図っています。
- 多子世帯への経済的支援として、保育所、幼稚園、認定こども園等を利用している家庭を対象に、入園料及び保育料の負担軽減を図っています。
- 子どもの貧困対策として、町内では、子ども食堂が2か所、子どもの学習支援が3か所行われており、子どもの居場所づくりを進めています。

基本目標3 子どもがのびのびと育つまちをつくる

小目標1 安心して子育てできる安全なまちをつくる

① 子どもが犯罪や事故に巻き込まれない地域づくりのために

- 子どもが巻き込まれる犯罪や事故を未然に防ぐため、防犯指導員と町民会議と連携して、児童の下校時に合わせた青色防犯パトロールを実施しています。（下校時見守り 毎週水曜日 15 時頃実施）また、交通安全推進協議会の会議を年 1 回開催しており、保護者、学校、幼稚園、保育所等の連携を強化し、連絡体制を構築しています。
- 各小学校区において、交通危険地点や人が少ない場所、不審者・変質者が発生したことのある場所などの点検を行い、危険箇所のマップを作成しました。これらの情報を元に、下校時の防犯パトロールに活用する必要があります。
- 不審者・変質者などからの緊急避難場所として、「子ども 110 番の家」のステッカーを小学校を通じて、協力家庭に配布しています。協力家庭の増加を目指し、さらなる周知・啓発が必要です。
- 警察や交通安全協会等と連携して、子どもや保護者に対する交通安全教育を実施しています。また、交通指導員会議を年に 2 回開催し、地域における交通安全指導者を育成し、セーフティステーション（町内を通行中のドライバーにチラシとハンドタオル、反射材などの啓発物品を配布）で交通安全の啓発を行っています。

② 子どもが安心・安全に過ごせる場の確保のために

- 子どもたちの放課後の遊び場や地域のスポーツ活動の場として、小・中学校の校庭及びグラウンドを開放していますが、利用の予約・調整手続きの改善や鍵の管理、開放学校の負担（学校行事・部活動などの調整）、施設利用の有料化などが課題となっています。
- 各小学校内において、放課後子どもひろば事業を実施しています。小学校の体育館などを利用し、子どもたちが自由に集い、異なる学年や地域の人々との交流を図ることができる安全な居場所を提供しています。多くの児童が参加しており、特に長期休暇中の参加児童が増えることで、安全管理員の確保が難しい所が生じています。
- 公園については、年に 1 回、遊具及び公園施設の老朽化具合の点検を行い、その結果をもとに老朽化施設の修繕等を行っています。

③ 子連れでも安心して外出できるまちにするために

- 地域の道路や歩道の新設、改修の際には誰もが快適に活用できるよう、可能な限り、整備基準を満たした道路環境の整備に努めています。
- 妊婦や乳幼児を連れた保護者に配慮したユニバーサルデザインによるコミュニティバスの町内全域の運行を目指していますが、現在は 4 ルートのうち、ユニバーサルデザインに考慮した低床バスは 1 台のみとなっており、誰もが乗り降りしやすい車両の導入を検討していく必要があります。

小目標 2 孤立を防ぎ、気軽に相談できるまちをつくる

① 小・中学校児童・生徒と保護者が悩みを相談しやすい体制づくりのために

- スクールアドバイザーを小学校に、スクールカウンセラーを中学校に配置しています。また、関係機関との調整や保護者、教職員に対する支援、相談を行うスクールソーシャルワーカーを各学校に派遣しており、児童・生徒、保護者への支援を行うことができています。
- 登校拒否の児童・生徒に対する指導を行う適応指導教室「すみれ教室」を設置しており、適応指導教室指導員と学校、スクールソーシャルワーカー、指導主事との連携を図り、児童・生徒の情報を交換し、相談に訪れた方への適切な支援方策を協議しています。

② 乳幼児の保護者が気軽に相談でき、必要な情報を入手できる環境づくりのために

- 子育てに関する地域の情報提供のため、町のホームページや子育て支援情報誌「さくらんぼ」、「子育てマップ」を作成・配布し、子育てに関する情報提供を図っています。
- 子育て支援センターや与原保育園、白川保育園で子育てセミナー事業や子育てサークル事業を実施しており、参加児童・保護者数は年々減少傾向にありますが、子育て支援策として重要な役割を担っているため、さらなる周知を図り、利用者を増やしていく必要があります。

③ 子育ての楽しさを伝えるために

- 子育ての仲間づくりを促進するため、子育てサークルの情報を広報紙等で掲載し、魅力あるサークルづくりを支援しています。
- 4か月の乳幼児健診時に参加した赤ちゃんと保護者を対象に、図書館司書等が絵本の読み聞かせを行い、絵本を配布することで、絵本との出会いの楽しさや大切さを伝えています。
- 保護者の子育てに関する知識を深め、子育て不安を解消するために、子育て支援センターや与原保育園、白川保育園で子育てセミナー事業、子育てサークル事業を実施しています。また、父親、祖父母、働く母親が参加しやすいよう、年に1回、土曜日にもセミナーを開催しており、参加者の拡大に向け、土曜日の開催回数の増加について検討する必要があります。
- 小学校PTAと連携し、各公民館において家庭教育学級を開催しています。各公民館における家庭教育学級開催回数は、平成30年度で、中央公民館で7回、北公民館で15回、小波瀬コミュニティセンターで7回、西部公民館で12回となっています。就労している保護者などが参加しやすいよう、日時の設定や内容の充実が必要です。



基本目標 4 多様な生活様式にあわせた育児環境をつくる

小目標 1 仕事と育児のバランスがとれた子育て環境をつくる

① 女性（母親）が働きやすい環境づくりのために

- 町が主催する出産・育児後の再就職を支援するために開催する女性起業セミナーやエンパワメント講座について広報、ホームページに情報を掲載し、毎年、講座を開催しています。また、子育てをしながら働きたい女性のために、就職支援に関するチラシ等を男女共同参画特設コーナー等に設置し、情報提供を行っています。
- 広報紙や人権啓発冊子「しおさい」を活用し、住民向けの講座の中で、次世代育成支援対策推進法や育児休業制度等の法律や制度について説明し、啓発を行っています。
- 子育てと仕事の両立支援啓発の一環として、「福岡県子育て応援宣言企業」制度に登録している企業の把握に努めましたが、積極的に取り組んでいる企業の把握には至りませんでした。制度について、町の広報紙やホームページ等で周知し、取組状況の把握が必要です。
- 指名競争入札登録事業所に対し、男女共同参画に関するアンケートの実施やホームページ中の指名登録業者申請のページに男女共同参画コーナーへのリンクを設定し、申請業者への啓発に努めています。

② 男性（父親）の育児を促すために

- 男性の育児を促す目的で、たまご学級（両親学級）を土曜日に開催しています。沐浴指導や父親による妊婦体験等の内容であるため、父親の参加が多くなっています。
- 子ども会育成会やスポーツ少年団、キャンプ、ものづくり等の講座開催による子どもと父親同士の交流促進に取り組むこととしていましたが、実施には至っておらず、他部署と情報共有・連携しながら、実施に向けた検討が必要です。

③ 仕事と育児の負担軽減のために

- 保護者の病気時の保育や育児疲れの解消等を目的として、行橋京都病児病後児保育室「アンファン」において、病児病後児保育事業、総合福祉会館内で一時預かり事業（あいあい）を実施しており、両事業ともに利用者は年々増加しています。一時的な預かりを必要とする保護者が増えている状況がみられ、事業の継続と利用促進に向けた情報提供に努める必要があります。



8 子ども・子育て支援の主要な課題

・ニーズ調査結果、第1期施策の実施状況から本町における子ども・子育て支援の主要な課題を次のように整理します。

① 就労の高まりに対応した多様な教育・保育施設の充実

- ・母親の就労状況は、就学前児童、小学生とも前回の調査時点より高く、今後、子どもの成長後、就労の希望のある保護者もいることから、保護者の就労における支援の充実が求められます。
- ・ニーズ調査では「幼稚園」「認可保育所」の利用を希望する人が多い傾向にあり、特に幼稚園の利用を希望する保護者が多いことから、提供体制の確保が必要です。

② 地域子ども・子育て支援事業の周知

- ・子育て支援センター、子育て支援ひろばは、認知度が高いものの利用意向が低く、家庭教育に関する相談サービスや、家庭教育に関する学級・講座、子育て世代包括支援センターは、内容を知らない割合が高い一方で、利用の意向が見られることから、事業の内容の周知を強化する必要があります。
- ・病児・病後児保育施設については、利用が伸びており、提供体制の確保を図る必要があります。また、放課後児童クラブより放課後子どもひろばのニーズが高くなっています。事業の充実が求められています。

③ 安心して遊べる場所の確保

- ・子どもの遊び場所については、家の近くで、雨の日でも安心して遊べる場所が求められています。
- ・地域における安全性の確保については、地域の人に声をかけてもらう経験がない保護者もみられることから、地域ぐるみの取組が求められます。

④ 子育て家庭への相談などの支援の充実

- ・子育てに関する悩みは、子どもの教育に関することや子どもの発達や病気に関すること、経済的な負担、周囲とのつきあい方など、複数の悩みがみられることから、総合的な相談支援の体制が必要です。

⑤ ワーク・ライフ・バランスの実現

- ・父親の育児休業の取得は進んでおらず、母親の子育ての負担の軽減のためにも、父親が子育てに参加できるように、企業の就労環境の改善が求められます。

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本理念

上位計画である第4次苅田町総合計画後期基本計画では、将来都市像と基本理念を次のように定めています。(計画期間：平成28年から令和2年まで)

【将来都市像】

ともに創る“活力”“やさしさ”“希望”あふれるまち苅田

【基本理念】

- (2) 心身ともに健康でたくましい次世代を担う子どもたちを育むとともに、誰もがその能力を高めあうまちづくりを進めます。
- (3) 町民、企業が、行政などが、本町の形成者としての誇りを持ち、互いに信頼関係を築き、英知と力を結集して、協働によるまちづくりを進めます。

また、第1期計画では、基本理念と考え方を次のように定め、子ども・子育て支援を推進してきました。

【第1期計画の基本理念】

いきいきと子どもを育て のびのびと子どもが育つまち、かんだ

【基本理念の考え方】

- ① 子どもが自らの力を信じ、可能性を開きながら健やかに成長することは、子ども達の権利であり、子どもを育てる親や地域にとって喜びである。
- ② 人々が家庭を築き、安心して子どもを産み、子育てに喜びや楽しみを見出すことのできる環境を整えることは、社会全体の責務でもある。
- ③ 大人たちが子どもにいきいきと関わり、その環境の中で子どもたちがのびのびと育ち、子どもの育ちを通じて、地域の人と人がふれ合い、子育ての喜びを共感できるまちづくりを目指す。

これからも第1期計画の考え方は普遍的なものとしつつ、子どもや子育て家庭を取り巻く厳しい社会状況を踏まえると、子どもにやさしい、子育てにやさしいまちづくりを町全体で進めることが重要となるため、第2期計画の基本理念を次のように設定します。

【第2期苅田町子ども・子育て支援事業計画 基本理念】

子どもにやさしい 子育てにやさしいまち かんだ

2 基本目標と取組方針

(1) 基本目標

子どもを取り巻く状況や子ども・子育て支援制度の改定や制度の動向を踏まえて、計画の目標を設定します。

基本目標1 子ども・子育て家庭にやさしいまちをつくる

若い子育て家庭が多い現状を踏まえ、子どもが健やかに成長できるように、町全体で子どもが愛され、子育て家庭をあたたかい目で見守り支え、子育てと仕事の両立を可能とするまちづくりを進めます。

基本目標2 母子の健康と子どもの成長を支える

母親の妊娠期から出産、幼児期にいたる支援を行うとともに、就労形態に応じた多様な教育・保育の提供を行い、母子の健康の確保と子どもの成長を支えます。

基本目標3 子育て家庭をきめ細かく支える

発達に配慮が必要な児童を支援し、児童虐待を防止し、生活困窮家庭への適切な対応を図り、子どもと子育て家庭が抱える困難さをきめ細かく支えます。

基本目標4 子どもがのびのびと育つまちをつくる

学校・保護者・地域が一体となって子どもの豊かな心と体を育成し、生きる力を育む教育を推進し、いじめや不登校へ適切に対応しながら、子どもがのびのびと育つまちをつくりまします。

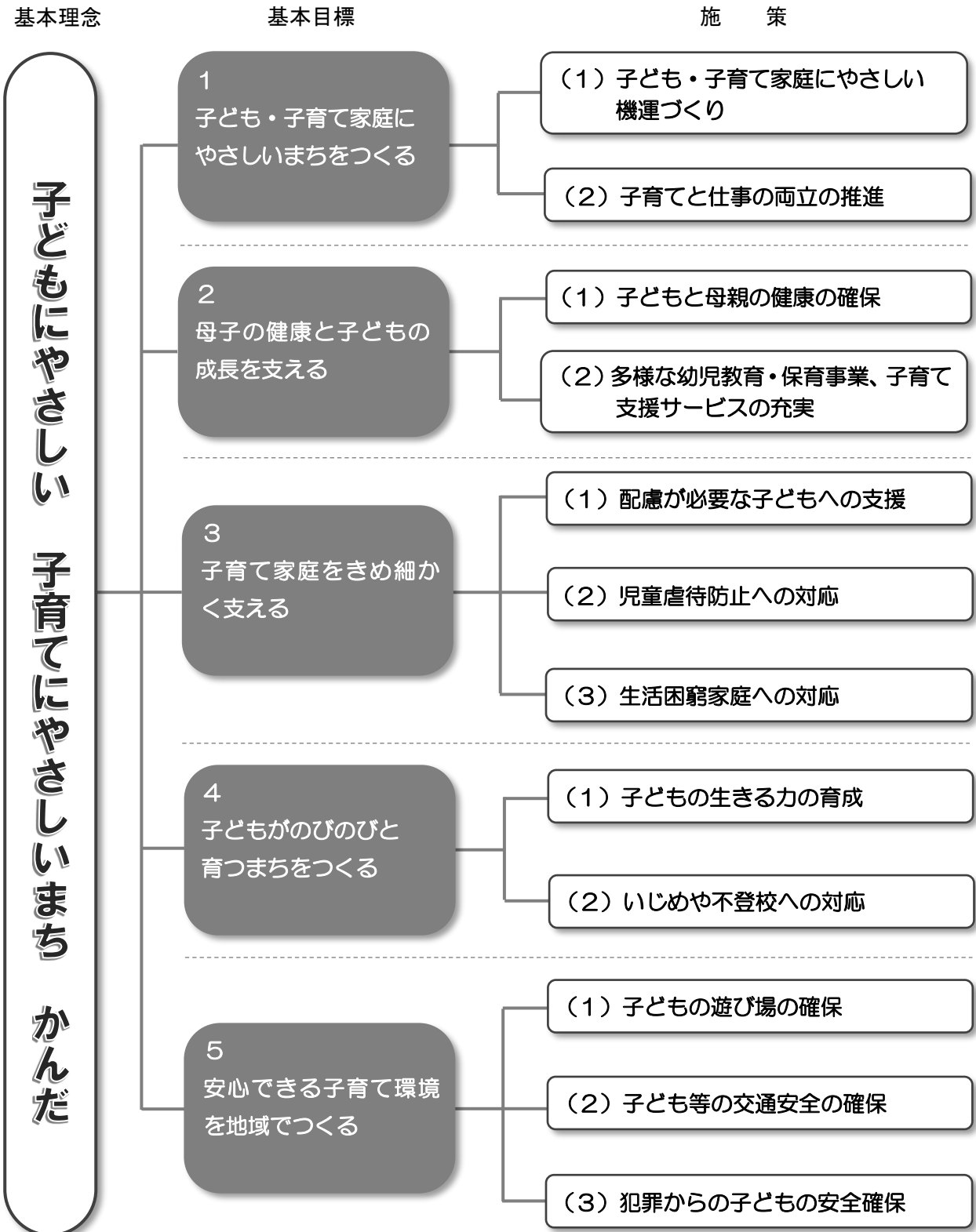
基本目標5 安心できる子育て環境を地域でつくる

子どもが元気よく遊べる空間を確保し、子ども・保護者を交通事故や犯罪等から守り、地域全体で安心して子育てできる環境をつくりまします。

(2) 施策の体系

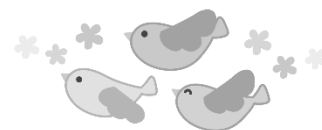
基本目標ごとに施策を定め、基本目標の実現に向けて取組を推進します。

【施策の体系】



第4章 子ども・子育て支援施策の展開

基本目標1 子ども・子育て家庭にやさしいまちをつくる



(1) 子ども・子育て家庭にやさしい機運づくり

町全体で子どもの成長と子育て中の家庭をやさしく見守ることのできる地域を醸成するために、具体的な取組を通じて町民の意識を啓発します。

取組	内容	担当課
① 子ども・子育て家庭にやさしいまちづくりの推進	・子どもや子育て家庭にやさしいまちづくりを進めるために、社会全体で子育て家庭を支えることの大切さなどを広報紙やホームページ等で広く町民に周知・啓発を行い、町全体の意識醸成を図ります。	子育て・健康課
② 子育て応援メッセージの普及	・コミュニティバスや飲食店等において赤ちゃんの泣き声を受容し、子育てを応援しているメッセージを伝える「泣いてもいいよ！」等と描かれたステッカーやキーホルダーなどを作成し、普及を図ります。	子育て・健康課
③ 受動喫煙の防止	・子どもに対する受動喫煙を防止するために、路上での喫煙マナーを守り、分煙するように啓発・指導を行います。	子育て・健康課

(2) 子育てと仕事の両立の推進

仕事をしながら安心して子育てできるように、育児休業制度など様々な制度について、情報提供を行い、企業（事業所）の積極的な取組を促進します。また、男性の育児を促進するとともに、就労・起業に向けた支援を行います。

取組	内容	担当課
① 育児休業制度の普及啓発	・次世代育成支援対策推進法や育児休業制度等の法律や制度について広報紙やホームページ等を活用し、企業や住民に啓発します。	総務課
② 「福岡県子育て応援宣言企業」の普及	・「福岡県子育て応援宣言企業」制度について、町の広報紙やホームページ等で周知するとともに、登録している企業、その取組状況を広報等で知らせます。	総務課
③ 子育て支援に取り組む企業の拡大	・企業（事業所）に対し、育児に関する様々な制度について情報提供を行い、子育て支援に取り組む事業所を増やします。	総務課
④ たまご（両親）学級	・男性の育児を促す目的でたまご学級を開催します。 ・事業の周知やPRを充実します。	子育て・健康課
⑤ 就職、起業に向けた支援	・子育てをしながら就労を希望する保護者のために、就職支援に関する情報をホームページ等に掲載し、情報提供の拡充を図ります。 ・交通商工課や商工会議所と連携しながら講座や研修会を企画し、広く参加を呼びかけます。	総務課

基本目標 2 母子の健康と子どもの成長を支える



(1) 子どもと母親の健康の確保

本町では、乳幼児健康診査、発育相談等を実施しており、その際に相談等の対応を図っていますが、ニーズ調査では子どもの発達や病気に関して悩みを抱える保護者もみられることから、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行います。

取組	内容	担当課
① 親子健康手帳（母子健康手帳）の交付	<ul style="list-style-type: none"> 親子健康手帳交付時に各種母子保健事業について説明し、妊娠時や出産後にスムーズに母子保健事業に参加出来るように努めます。 	子育て・健康課
② 妊婦健康診査	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦の健康の保持・増進を図るため、健康状態の把握や検査計測、保健指導を実施します。 里帰り出産の場合は、里帰りの状況について把握し、妊婦健診が滞りなく受けられるように支援します。 	子育て・健康課
③ 乳幼児健康診査	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児の健全な発達を促進するために、4か月、7か月、1歳6か月、3歳児に健診を行います。 未受診者対策に力を入れ、受診率の向上を目指します。 健診後にフォローが必要な方については、随時フォローを行い必要に応じて機関等につなげていきます。 	子育て・健康課
④ 妊婦の疾病の早期発見・早期治療	<ul style="list-style-type: none"> 親子健康手帳（母子健康手帳）交付時に妊婦へのアンケートを実施します。 継続した支援が必要な場合は、乳幼児健診等の機会を逃さずに関わりを継続します。 	子育て・健康課
⑤ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙・飲酒について広報紙での啓発を行い、親子健康手帳交付、赤ちゃん訪問・乳幼児健診・特定健診結果説明時に啓発・指導を行います。 	子育て・健康課
⑥ 妊娠期・出産・期における情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 親子健康手帳の交付時に、町の子育て情報を説明し、今後、相談しやすいような関係を築けるように対応します。 	子育て・健康課
⑦ 子育て世代包括支援センター利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠・出産・子育てに関する相談・情報提供などを行う子育て世代包括支援センターが活用されるように周知を行い、利用促進を図ります。 	子育て・健康課
⑧ 赤ちゃん相談・離乳食講座	<ul style="list-style-type: none"> 1歳までの乳児を対象に、体重・身長計測を行い、同時に育児相談、栄養相談、離乳食の試食などを実施します。 乳児健診と異なり、医師の診察はありませんが、発達や栄養について気軽に相談できる体制を継続します。 乳児健診でフォローが必要な方を積極的に相談事業につなぎ、継続的に支援を行う場として活用します。 	子育て・健康課
⑨ 親と子どもの歯の検診	<ul style="list-style-type: none"> 子どもと保護者に対して、歯科健診、ブラッシング指導等を行います。 親子で歯科保健について考える良い機会にもなるように事業のPRに努め、推進を図ります。 	子育て・健康課

取 組	内 容	担当課
⑩ かかりつけ医の推進	・町内における小児医療の医療機関を把握し、健診や相談等でかかりつけ医を持つことのメリットを説明します。	子育て・健康課
⑪ 救急医療体制の充実	・若い世代の家庭の転入者が多いため、救急医療体制について、各種母子保健事業等でPRを行っていきます。	子育て・健康課

(2) 多様な幼児教育・保育事業、子育て支援サービスの充実

今後、保護者の就労意欲の高まりや幼児教育・保育の無償化の影響により、保育所や幼稚園の利用意向は高まると予想されます。また、地域子育て支援センターや病児・病後児保育事業等の利用意向があり、町の教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の充実に努めるとともに、様々な媒体を通じて、子育て支援に関する情報提供を行います。

取 組	内 容	担当課
① 全戸訪問事業	・生後4か月までの児童のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。 ・2子目以降の出産、多忙・転出等の理由で訪問を希望しない場合も含め、全戸に訪問が出来るように積極的に関わっていきます。	子育て・健康課
② 幼児教育・保育事業の充実	・町の実情に応じた幼児教育・保育事業の充実に努めます。 ・認定こども園の整備について、保育ニーズや地域性を考慮の上、検討していきます。 ・保育士の処遇改善や就業継続支援、福岡県の保育士確保対策等を活用し、保育に関わる人材の確保に努めます。	子育て・健康課
③ 地域子育て支援拠点事業	・地域子育て支援センター、保育所等の3か所で地域子育て支援拠点事業を実施し、親子の交流や情報提供等を行います。 ・土曜日の開催回数についても検討します。	子育て・健康課
④ 病児・病後児保育事業	・急な病気や病気からの回復期などで集団保育が困難な子どもを一時的に行橋京都病児病後児保育室「アンファン」で保育を行います。 ・登録者が増え、需要の拡大が見込まれるため、事業の継続に向けて、苅田町・行橋市・みやこ町で協議を進めます。	子育て・健康課
⑤ 「さくらんぼ通信」の発行	・子育てに関する情報を掲載した「さくらんぼ通信」を発行し、役場窓口や全戸訪問時に配布します。	子育て・健康課
⑥ 子育てマップの作成	・公共施設等を案内した「子育てマップ」を作成し、役場窓口等で配布します。	子育て・健康課
⑦ ホームページ等の充実	・町のホームページにおいて、子育てに関する手続きや事業等の情報を提供し、充実に努めます。 ・広報紙に「子育ての情報」ページを作成し、情報提供を行い、紙面の充実に努めます。	子育て・健康課
⑧ ブックスタート事業	・乳幼児健診(4か月児)に赤ちゃんと保護者を対象に絵本の読み聞かせや年齢に合った絵本の手渡しなど、継続して行います。	子育て・健康課

基本目標3 子育て家庭をきめ細かく支える



(1) 配慮が必要な子どもへの支援

発達に配慮が必要な児童は増加傾向にあり、早期の療育等が必要なことから、健診等により早期の対応を図ります。保護者の状況を踏まえて相談支援など適切な対応を図ります。

また、食生活や生活環境の変化により、食物アレルギーを持つ子どもたちも増えており、幼稚園・保育所、学校等の職員が食物アレルギーについて、正しい知識を持ち、適切な対応ができるよう周知・啓発を行います。

取組	内容	担当課
① 発達障がい児童の支援	<ul style="list-style-type: none"> 発達に課題のある子どもを早期に発見し、適切な支援を行うため療育機関（ポルト・ペンギン教室等）につなぎます。 広報紙への掲載を行い、保育所、幼稚園と連携をとりながら、事業の周知を図ります。 	子育て・健康課 地域福祉課
② 障害児保育補助事業	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある子どもや支援が必要な子どもに対し、保育所で障害児保育事業を実施します。 今後の小学校入学等を踏まえながら関係課と連携を図り、事業を進めます。 	子育て・健康課
③ すくすく巡回相談事業	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園・保育所に対し、専門の相談員による巡回相談・指導などを実施します。 	子育て・健康課
④ 3歳児視聴覚検査	<ul style="list-style-type: none"> 視聴覚等の異常の早期発見のために、健診の必要性などを周知し、受診率向上を図ります。 	子育て・健康課
⑤ 発達相談	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診や保育所・幼稚園巡回相談において、希望する保護者に心理士との個別面談を実施します。 保護者から希望があればすぐに対応できるように相談しやすい体制づくりを整えます。 	子育て・健康課
⑥ 療育支援教室（らっこ教室）	<ul style="list-style-type: none"> 発達・成長に経過観察が必要と認められる幼児に対して、療育支援教室（らっこ教室）の利用を促進します。 	子育て・健康課
⑦ 子育て支援のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援センターを通じて、子どもの発達に関して悩みを持つ保護者のネットワークづくりを進めます。 	子育て・健康課
⑧ 就学時健康診断の教育相談	<ul style="list-style-type: none"> 就学時健康診断において、学校で教育相談を実施し、子どもや保護者の相談に対応します。 	教育総務課
⑨ 特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 各小中学校に学校生活支援員を配置し、個に応じた支援の充実を図ります。 	教育総務課
⑩ 食物アレルギーに対する理解促進	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園・保育所、学校へのアレルギー対応に関する指針やガイドブックの周知、職員に対する食育研修（食に関する指導、食物アレルギー研修等）を行います。 	子育て・健康課 教育総務課

(2) 児童虐待防止への対応

関係機関の連携のもと、子どもやその保護者に寄り添って継続的な支援を行い、児童虐待を防止します。保護者への子育てセミナー、支援者への研修会や広報などにより児童虐待防止の取組を推進します。

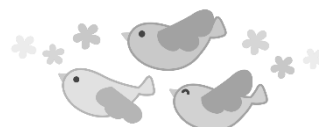
取組	内容	担当課
① 子ども家庭総合支援拠点の設置	・児童虐待を未然に防止するために、子どもとその家庭、及び妊産婦を対象として実情の把握、専門的な相談対応、継続的なソーシャルワークの拠点を設置します。	子育て・健康課
② 子育てセミナー等の実施	・保護者の子育てに関する知識を深め、子育ての不安を解消するために、子育てセミナー、子育てに関する講演等を開催します。	子育て・健康課
③ 要保護児童対策地域協議会	・子どもに関わる関係機関の担当者が要保護家庭の情報共有や対応を検討します。 ・関係機関とのケース対応については、最優先課題として随時個別ケース会議を実施し、各関係機関と密な連携をとり、情報共有を行い、要保護家庭への適切な対応を行います。	子育て・健康課
④ 児童虐待に関する研修会の実施	・児童に関わる人や団体、機関等の児童虐待に関する知識を深め、児童虐待防止に取り組むために研修会を開催します。	子育て・健康課
⑤ 児童虐待防止等に関する広報掲載	・児童虐待防止や児童虐待発見時の通告義務、児童の前で行われる配偶者からの暴力（DV）等に対する住民の意識を高めるため、広報やPR活動を定期的に行います。	子育て・健康課

(3) 生活困窮家庭への対応

ニーズ調査では、子育てに関して町に期待することとして「子育てのための経済的な支援」が就学前保護者で第一位となっています。現行の経済的な支援制度の周知を行うとともに、ひとり親家庭への支援、子どもの進学等のライフステージに応じた支援など継続的に実施します。

取組	内容	担当課
① 経済的な支援制度の周知	・児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費支給制度などの経済的な支援について、周知を図ります。	子育て・健康課
② 生活困窮者自立支援事業	・生活困窮者自立支援法に基づき、福岡県が実施している就労準備支援事業や一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業等の事業について周知を図ります。	地域福祉課
③ ひとり親家庭への支援の推進	・母子相談員、民生委員・児童委員との連携を図り、ひとり親家庭への相談及び支援に努めます。	子育て・健康課 地域福祉課
④ 奨学金制度	・3年以上、苅田町に居住し、経済的理由により就学が困難な家庭に高校以降の奨学金の貸付を行います。 ・入学前に奨学金を予約する予約採用制度の導入を検討します。	教育総務課
⑤ 子どもの居場所づくり	・経済的に困難を抱える家庭や子どもたちの地域の寄り合いの場として、「子ども食堂」や「子どもの学習支援」に取り組む地域のボランティア団体等の活動を支援するとともに、活動内容の周知に努めます。	地域福祉課

基本目標4 子どもがのびのびと育つまちをつくる



(1) 子どもの生きる力の育成

子どもの生きる力を育み、のびのびと成長できるように、自然体験やスポーツ、地域行事への参加など多様な活動の機会をつくります。また、人権教育など健やかな心を育成する取組を進めます。

取組	内容	担当課
① 家庭教育学級の開催	・保護者が家庭で子どもの教育をする心構えや、子どもへの接し方、教育上の留意点など、家庭教育上の共通の問題を一定期間にわたって、計画的に継続して学習する家庭教育学級を公民館で開催します。	生涯学習課
② 放課後子どもひろば事業の実施	・各小学校において、体育館等を利用して、子どもたちが自由に集い、異なる学年や地域の人々と交流できる安全な居場所を確保します。	子育て・健康課
③ 自然体験活動の実施	・保育所・幼稚園における親子遠足など、親子が一緒に参加する活動の実施を働きかけます。	子育て・健康課
④ スポーツ体験教室等の実施	・スポーツに関心を持つ児童・生徒を育てるため、性別、年齢に関係なく参加でき、初期投資費用の抑えられた手軽なスポーツの体験教室等を開催します。	生涯学習課 教育総務課
⑤ 児童・生徒の地域行事への参加促進	・保育所・幼稚園、小・中学校等に通っている児童・生徒における地域の行事への積極的な参加を促し、保護者や教師の参加を促進します。	生涯学習課 教育総務課
⑥ 父親同士の交流促進事業	・スポーツやキャンプなど子どもと一緒に父親同士が交流をできる事業を実施します。	生涯学習課
⑦ 食育の推進	・「苅田町食育推進計画」に基づき児童・生徒本人及び家庭における食育の活動を推進します。	子育て・健康課
⑧ 小学生料理体験教室	・食育推進事業の一環として、小学生を対象に調理実習を行います。管理栄養士の指導のもと、食についての様々な学習の場として事業を実施します。	子育て・健康課
⑨ 児童・生徒への人権教育の推進	・学校における人権教育の推進に向けて人権教育研究会の活動をより充実させるため、支援や情報提供を行います。	教育総務課 総務課
⑩ 教職員への人権教育の啓発	・教職員向けに人権教育に関する研修を行い、確実な参加を図ります。	教育総務課 総務課
⑪ 児童・生徒への男女共同参画の推進	・学校における男女共同参画教育を推進するため、各学校へ資料を提供し、研修講師の紹介など情報提供を行います。	教育総務課 総務課

取組	内容	担当課
⑫ 道徳教育の推進	・学校における学級活動や授業等を通して道徳教育を推進します。	教育総務課
⑬ 職業体験教育学習	・地元企業や商工業者等の協力を得て、職業体験活動を実施します。	教育総務課
⑭ 小・中一環の教育システムづくり	・小・中連携を通して、学校間で研究授業等により交流を行い、小・中で継続性のある教育を推進します。	教育総務課

(2) いじめや不登校への対応

学校内外でのいじめを防止し、不登校・ひきこもりとなった児童への相談など適切な対応を図ります。

取組	内容	担当課
① 朝の声かけ運動	・苅田町青少年育成会議と小・中学校の連携により、「おはよう」声かけ運動を実施します。	生涯学習課
② 悩みのある子どもに対応する相談体制の整備	・教育委員会設置の「教育相談室」において、悩みのある児童や保護者が気軽に相談できるようにし、事業の周知を行います。	教育総務課
③ 子どもに関わる専門相談体制の整備	・小学校の依頼により心理相談業務に従事するスクールアドバイザーを派遣し、スクールカウンセラーを中学校に派遣します。 ・必要に応じて、関係機関との調整や保護者、教職員に対する支援・相談を行うスクールソーシャルワーカーを配置します。	教育総務課
④ 不登校・ひきこもりへの支援	・適応指導教室「すみれ教室」に指導員を配置し、指導主事による学校訪問や面談により不登校の子どもへの復学支援を行います。	教育総務課



基本目標5 安心できる子育て環境を地域でつくる



(1) 子どもの遊び場の確保

子どもの心身の健康、仲間とのコミュニケーション力の向上など子どもの遊びは重要です。学校施設の活用、公園の整備等により子どもが自由に遊べる場所の確保を図ります。

取組	内容	担当課
① 小・中学校の校庭・体育館の開放	・小・中学校の校庭・体育館を開放し、子ども達の放課後の遊び場や地域のスポーツ活動の場として提供します。	生涯学習課
② パンジープラザ内の公園整備	・パンジープラザの公園の遊具の新設等を検討します。	子育て・健康課
③ 町内の公園整備	・町内の公園について、遊具及び公園施設の老朽化具合の点検を行い、点検結果に基づいて老朽化施設の修繕等を行います。また、子どもたちの安全確認を遮る樹木の管理を行い、見通しの良い公園づくりに努めます。	都市計画課

(2) 子ども等の交通安全の確保

児童・生徒の通学時における交通事故を防止し、妊婦や乳幼児を連れた保護者の安全で、円滑な歩行ができる道路整備、公共施設等のバリアフリー化を進めます。

取組	内容	担当課
① 交通安全教育の実施	・基本的な交通ルールや交通マナーを身に付けられるように、小・中学校の児童・生徒に交通安全教育を実施します。	教育総務課 防災・地域振興課
② 交通安全指導員の育成	・交通安全指導員に交通安全研修を実施し、セーフティステーションにおいて交通安全の啓発を行います。	防災・地域振興課
③ 交通安全に関する関係団体の連携強化	・児童・生徒の交通安全対策のために、関係機関等による交通安全対策推進協議会を開催し、連携協力を推進します。	防災・地域振興課
④ 通学路の安全点検・整備	・警察・国道事務所・県土整備事務所・小・中学校・教育委員会・施設建設課等により通学路の危険箇所を点検し、交通安全施設を整備します。	防災・地域振興課 教育総務課
⑤ 道路整備	・道路等施設の新設、改修の際は、妊婦・乳幼児を連れた保護者、児童等に配慮し、できる限りユニバーサルデザインを考慮して整備を行っていきます。	各道路管理課
⑥ 公共施設のバリアフリー化	・公共施設の修繕・改修を行う際には、妊婦・乳幼児を連れた保護者、児童等に配慮してバリアフリー化を図ります。	各施設主管課

取組	内容	担当課
⑦ コミュニティバスの安全性確保	・新たなバスを導入する際は、妊婦・乳幼児を連れた保護者、児童等に配慮した、ユニバーサルデザインのコミュニティバスとします。	交通商工課
⑧ 防犯灯の整備	・自治会が設置する防犯灯の設置費の補助、及び光熱費を補助し、町設置の防犯灯を適正に管理します。	防災・地域振興課
⑨ ゾーン30の増設	・通学路等において児童・生徒の安全を確保するために、自動車の速度を時速30キロとする「ゾーン30」の区域について、地元、警察等関係機関との協議に基づいて設定します。	施設建設課 防災・地域振興課 教育総務課

(3) 犯罪等からの子どもの安全確保

地域住民が協働して子どもたちを犯罪等から守る取組を進めます。また、不審者情報の活用を進め、携帯電話による情報の取得を周知します。

取組	内容	担当課
① 青色防犯パトロールの実施	・防犯指導員と町民会議が連携して、児童の下校時に合わせた青色防犯パトロールを実施します。また、パトロールの担い手となる人材の確保に向けた周知を行います。	防災・地域振興課
② 夜間パトロール等の実施	・子どもが犯罪に巻き込まれないように夜間パトロールや下校時見守りを実施します。	防災・地域振興課
③ 子ども110番の家の周知	・不審者や変質者からの緊急避難場所として「子ども110番」を広く周知し、協力家庭の増加を図ります。	生涯学習課
④ 不審者情報の活用	・不審者出没箇所をマップに作成し、下校時の防犯パトロールに活用します。	防災・地域振興課 教育総務課
⑤ 「みまもっち」の周知	・福岡県警が実施し、近くの犯罪情報を知らせ、防犯ブザー機能を有する携帯電話のアプリが積極的に利用されるように、「みまもっち」の周知を行います。	防災・地域振興課
⑥ 防災行政無線の活用	・不審者等による犯罪の抑制につながるよう、防災行政無線の効果的な活用に努めます。	防災・地域振興課



第5章 事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子ども居宅より容易に移動することが可能である地理的な範囲のことであり、社会的条件（人口、交通、地理等）や教育・保育の整備状況等を総合的に勘案して設定します。

本町では、町全域を1区域の教育・保育提供区域として設定しますが、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）は、通学している小学校に配置されている施設の利用が基本であるため、小学校区を区域として設定します。

区分 / 施設・事業名		区域
教育・保育	教育・保育施設	幼稚園、保育所（園）、認定こども園
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業	町全域
	② 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	
	③ 妊婦健康診査事業	
	④ 乳幼児家庭全戸訪問事業	
	⑤ 養育支援訪問事業	
	⑥ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	
	⑦ 子育て短期支援事業（ショートステイ）	
	⑧ ファミリー・サポート・センター事業（※）	
	⑨ 一時預かり事業（幼稚園における一時預かり／認可保育所等における一時預かり）	
	⑩ 時間外保育事業（延長保育事業）	
	⑪ 病児・病後児保育事業	
	⑫ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学校区
	⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	町全域
	⑭ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	

（※）の付いている事業は、本町では実施していません。

・上記のうち、次の事業は、見込量算出の対象となっていません。

「⑥ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

「⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業」

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき給食費（副食費）、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業

「⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業

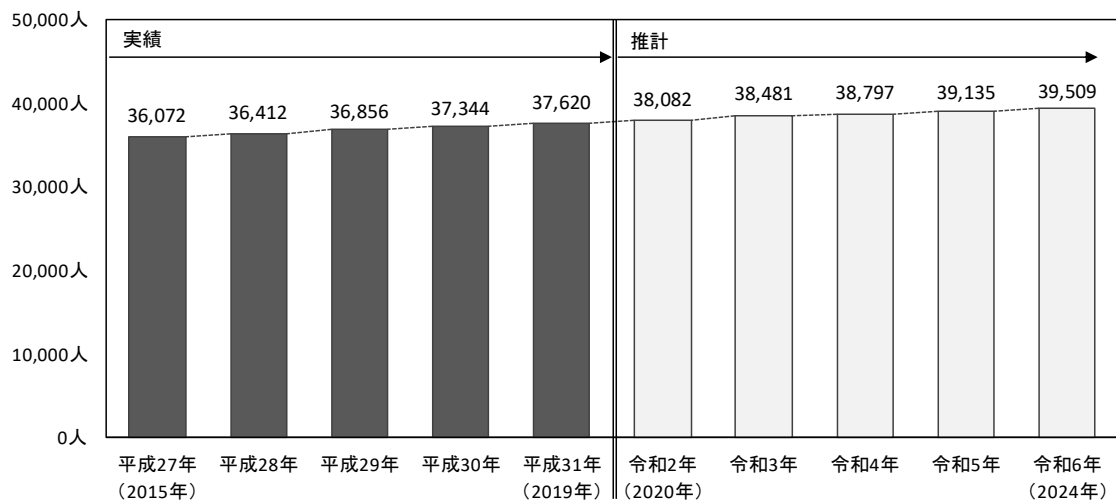
2 児童数の推計

(1) 人口推計

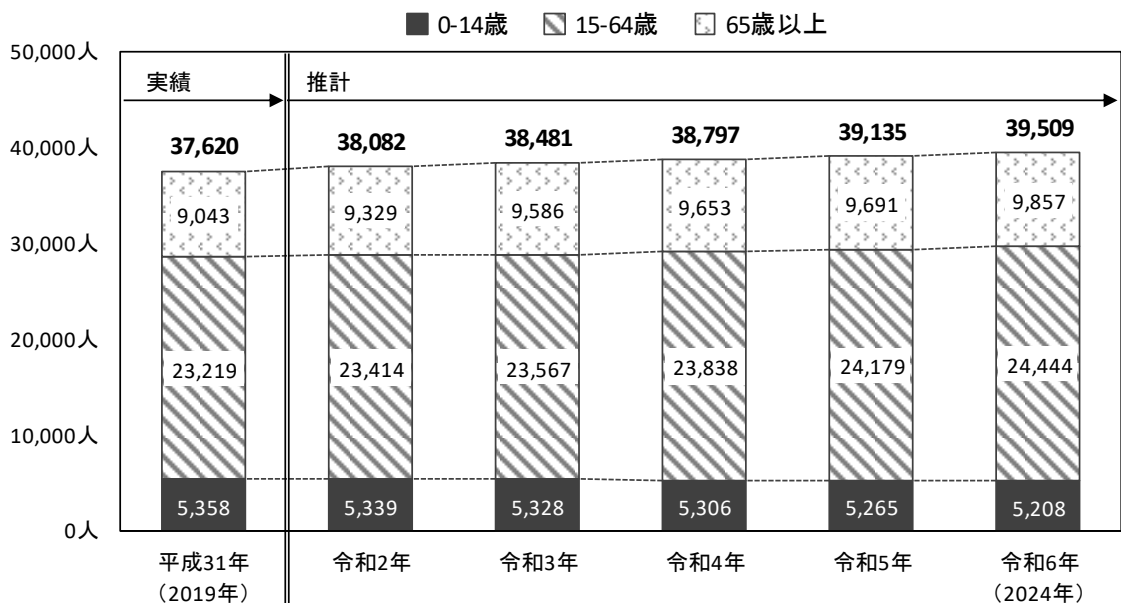
平成 27 年から平成 31 年（各年 4 月 1 日時点）までの住民基本台帳人口の実績により、コーホート法（※）を用いて、人口推計を行うと本町の総人口は増加が続くと見込まれています。

年齢 3 区分別にみると、15～64 歳の生産年齢人口と 65 歳以上の高齢者人口は増加が続く一方で、0～14 歳の年少人口は減少することが見込まれており、平成 31 年（2019 年）の 5,358 人から令和 6 年（2024 年）には 5,208 人と 150 人の減少が予測されています。

■ 総人口の将来推計



■ 年齢 3 区分別人口の将来推計

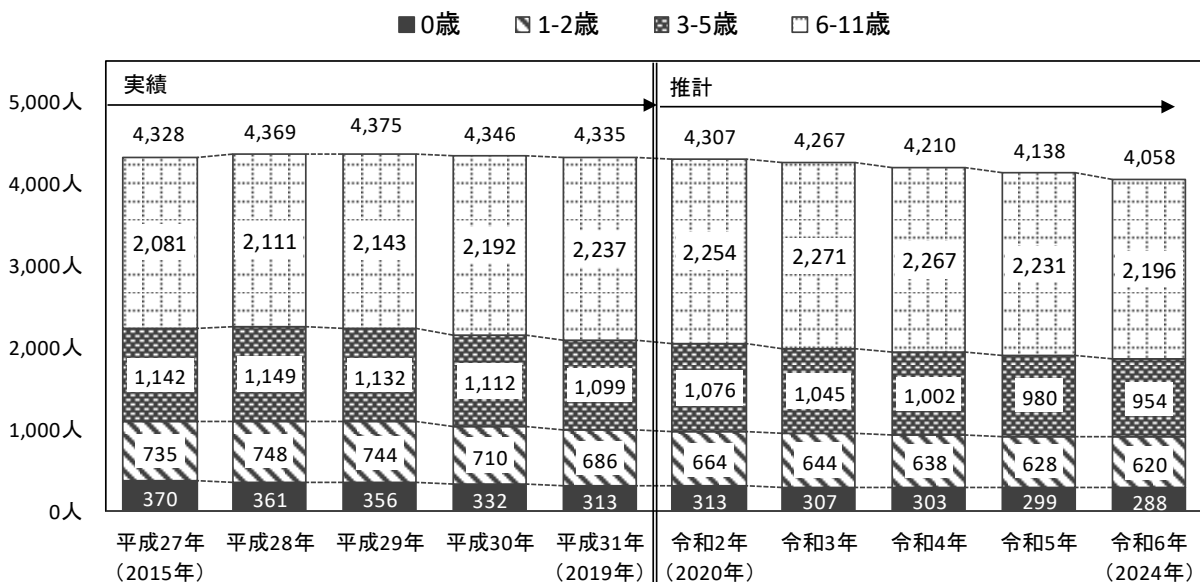


※コーホート法：過去の年齢別・性別人口、母親の年齢階級別出生率、出生者の男女比などを用いて将来人口を算出する方法

(2) 児童数の推計

0歳児から11歳児までの児童数を推計すると下表のようになります。0歳児、1～2歳児、3～5歳児、6～11歳児は、それぞれ減少することが見込まれています。

■ 児童数の将来推計



■ 人口及び児童数の将来推計

	年齢区分	実績 (年度)					推計 (年度)					
		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
人口	実数 (人)	36,072	36,412	36,856	37,344	37,620	38,082	38,481	38,797	39,135	39,509	
	増減率 (%)	—	0.9	1.2	1.3	0.7	1.2	1.0	0.8	0.9	1.0	
児童数	実数 (人)	0歳	370	361	356	332	313	313	307	303	299	288
		1～2歳	735	748	744	710	686	664	644	638	628	620
		3～5歳	1,142	1,149	1,132	1,112	1,099	1,076	1,045	1,002	980	954
		6～11歳	2,081	2,111	2,143	2,192	2,237	2,254	2,271	2,267	2,231	2,196
		計	4,328	4,369	4,375	4,346	4,335	4,307	4,267	4,210	4,138	4,058
	増減率 (%)	0歳	—	-2.4	-1.4	-6.7	-5.7	0.0	-1.9	-1.3	-1.3	-3.7
前年5年対比	1～2歳	—	1.8	-0.5	-4.6	-3.4	-3.2	-3.0	-0.9	-1.6	-1.3	
	3～5歳	—	0.6	-1.5	-1.8	-1.2	-2.1	-2.9	-4.1	-2.2	-2.7	
	6～11歳	—	1.4	1.5	2.3	2.1	0.8	0.8	-0.2	-1.6	-1.6	
	計	—	0.9	0.1	-0.7	-0.3	-0.6	-1.6	-1.3	-1.7	-1.9	

3 量の見込み及び提供体制の確保方策

(1) 教育・保育施設及び地域型保育事業

1) 量の見込みの算出方法

- ・国の手引きに基づき、下図の計算式によって需要量の見込みを算出します。
- ・推計児童数は、前項で推計した児童数を採用します。

■ 量の見込みの算出方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{① 推計児童数} \\ \text{(人)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{② 家庭類型の構成比} \\ \text{(％)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{③ 利用意向の割合} \\ \text{(％)} \\ \hline \end{array}$$

＝

④ 需要量（ニーズ量）
 年齢区分、保護者の就労希望（家庭類型）ごとに算出
 最終的には、教育・保育や事業単位で合計した数値が「量の見込み」になります。

2) 教育・保育の量の見込み

① 認定区分

- ・1号、2号、3号の認定区分と年齢、利用できる主な施設は下表のようになります。

■ 認定区分と利用できる施設・事業

認定区分	教育・保育の区分	年齢	利用できる主な施設・事業				
			幼稚園	認定こども園※	認可保育所	幼稚園の預かり保育	地域型保育事業
1号認定	教育の希望有	3～5歳	○	○			
2号認定	保育が必要	教育の希望有		○			
		教育の希望無		○	○		
3号認定	保育が必要	0歳		○	○	○	○
		1～2歳		○	○	○	○

※認定こども園は、現在町内にはありません。

② 教育・保育の実績

- 教育・保育の事業ごとの利用者数の実績は、令和元年5月現在で、以下のようになっています。

■ 教育・保育の実績（令和元年5月現在）

（単位：人）

利用人数	令和元年 認定区分	1号認定 (3～5歳)	2号認定 (3～5歳)	3号認定 (0～2歳)		計
	教育を希望	保育が必要	保育が必要			
			0歳	1～2歳		
幼稚園	478					478
認定こども園※	0	0	0	0	0	0
保育所		475	40	270		785
町民の町外施設利用	84	17	1	12		114
町民の施設利用計	562	492	41	282		1,377
町外からの受託児童	168	1	0	4		173

※認定こども園は、現在町内にはありません。

③ ニーズ調査による教育・保育の量の見込み

- ニーズ調査から、教育・保育の認定区分ごとの需要量は、下表のように見込まれます。

■ 国のワークシートによる推計

利用人数	令和元年 認定区分	1号認定 (3～5歳)	2号認定 (3～5歳)		3号認定 (0～2歳)		計
	教育を希望 (※1)	保育が必要		保育が必要			
		教育を希望 (※2)	左記以外 (※3)	0歳	1～2歳		
令和2年度 (2020年度)	377	673		241	374	1,665	
		196	477				
令和3年度 (2021年度)	366	654		236	363	1,619	
		190	464				
令和4年度 (2022年度)	351	627		233	360	1,571	
		182	445				
令和5年度 (2023年度)	343	613		230	354	1,540	
		178	435				
令和6年度 (2024年度)	334	597		222	349	1,502	
		174	423				

※1 ニーズ調査において、就労意向を踏まえた家庭類型により保育の必要性がなく、幼児教育を希望した場合、1号認定に分類されます。

※2 ニーズ調査において、就労意向を踏まえた家庭類型により保育の必要性があり、幼児教育を希望した場合、2号認定の「教育を希望」に分類されます。

※3 ニーズ調査において、就労意向を踏まえた家庭類型により保育の必要性があり、幼児教育を希望しない場合、「左記以外」に分類されます。

④ 実績値による教育・保育の量の見込み

- ・事業の利用実績から、教育・保育の認定区分ごとの需要量は、下表のように見込まれます。

■ 利用実績による推計

利用人数	令和元年 認定区分	1号認定 (3～5歳)	2号認定 (3～5歳)	3号認定 (0～2歳)		計
	教育を希望	保育が必要	保育が必要			
			0歳	1～2歳		
	令和2年度 (2020年度)	555	482	37	281	1,355
	令和3年度 (2021年度)	548	472	34	279	1,333
	令和4年度 (2022年度)	541	462	31	278	1,312
	令和5年度 (2023年度)	534	453	28	276	1,291
	令和6年度 (2024年度)	527	443	26	275	1,271

⑤ 第2期期計画における教育・保育の量の見込み

- ・ニーズ調査及び実績値を踏まえ、さらに保育料の無償化の影響を反映すると、第2期計画期間では、教育・保育の需要量は下表のように見込まれます。

◎ 第2期計画期間における教育・保育の量の見込み

実績 (再掲)	利用人数	令和元年 認定区分	1号認定 (3～5歳)	2号認定 (3～5歳)	3号認定 (0～2歳)		計	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要			
			教育を希望	左記以外	0歳	1～2歳		
推計		令和元年度 (2019年度)	562	492		41	282	1,377
		令和2年度 (2020年度)	555	143	348	43	294	1,383
		令和3年度 (2021年度)	538	140	341	40	292	1,351
		令和4年度 (2022年度)	522	137	334	37	291	1,321
		令和5年度 (2023年度)	507	134	327	34	289	1,291
		令和6年度 (2024年度)	492	131	320	32	288	1,263

3) 確保の方策

教育・保育の見込みと確保の方策は次のとおりです。

【教育・保育の量の見込みと確保の方策（令和2年度）】

（単位：人）

		1号	2号	3号		計
		3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	
		教育を希望	保育が必要	保育が必要		
量の見込み		555	491	43	294	1,383
確保方策	特定教育・保育施設	185	493	65	242	985
	確認を受けない幼稚園	535	-	-	-	535
	上記以外（※）	-	-	9	40	49
	計	720	493	74	282	1,569
	町外施設利用	0	0	0	12	12
	合計	720	493	74	294	1,581
確保方策－量の見込み		165	2	31	0	198

（※）小規模保育事業、企業主導型保育事業

【教育・保育の量の見込みと確保の方策（令和3年度）】

（単位：人）

		1号	2号	3号		計
		3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	
		教育を希望	保育が必要	保育が必要		
量の見込み		538	481	40	292	1,351
確保方策	特定教育・保育施設	185	493	65	242	985
	確認を受けない幼稚園	535	-	-	-	535
	上記以外（※）	-	-	9	40	49
	計	720	493	74	282	1,569
	町外施設利用	0	0	0	10	10
	合計	720	493	74	292	1,579
確保方策－量の見込み		182	12	34	0	228

（※）小規模保育事業、企業主導型保育事業

【教育・保育の量の見込みと確保の方策（令和4年度）】

（単位：人）

		1号	2号	3号		計
		3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	
		教育を希望	保育が必要	保育が必要		
量の見込み		522	471	37	291	1,321
確保方策	特定教育・保育施設	185	493	65	242	985
	確認を受けない幼稚園	535	-	-	-	535
	上記以外（※）	-	-	9	40	49
	計	720	493	74	282	1,569
	町外施設利用	0	0	0	9	9
	合計	720	493	74	291	1,578
確保方策－量の見込み		198	22	37	0	257

（※）小規模保育事業、企業主導型保育事業

【教育・保育の量の見込みと確保の方策（令和5年度）】

（単位：人）

		1号	2号	3号		計
		3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	
		教育を希望	保育が必要	保育が必要		
量の見込み		507	461	34	289	1,291
確保方策	特定教育・保育施設	185	493	65	242	985
	確認を受けない幼稚園	535	-	-	-	535
	上記以外（※）	-	-	9	40	49
	計	720	493	74	282	1,569
	町外施設利用	0	0	0	7	7
	合計	720	493	74	289	1,576
確保方策－量の見込み		213	32	40	0	285

（※）小規模保育事業、企業主導型保育事業

【教育・保育の量の見込みと確保の方策（令和6年度）】

（単位：人）

		1号	2号	3号		計
		3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	
		教育を希望	保育が必要	保育が必要		
量の見込み		492	451	32	288	1,263
確保方策	特定教育・保育施設	185	493	65	242	985
	確認を受けない幼稚園	535	-	-	-	535
	上記以外（※）	-	-	9	40	49
	計	720	493	74	282	1,569
	町外施設利用	0	0	0	6	6
	合計	720	493	74	288	1,575
確保方策－量の見込み		228	42	42	0	312

（※）小規模保育事業、企業主導型保育事業

(2) 地域子ども・子育て支援事業

1) 利用者支援事業

【事業概要】

- ・子どもや保護者が、身近な場所で、子ども子育て支援事業計画に基づく事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、支援を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

- ・子育て世代包括支援センターの1か所で事業を実施することを見込みます。

【量の見込みの算出方法】

- ・実績から見込みを算出



【第2期計画期間における量の見込み・確保数】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

単位：か所

【提供体制確保の方策】

- ・現行どおり実施していくとともに、乳幼児家庭全戸訪問事業や健診などの機会に、子ども・家庭の状況を把握し、必要に応じて支援につなげていくよう努めます。

参 考

○ 実績値と実績による平成31年度の推計値

	実 績				推 計
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者支援事業	0	1	1	1	1

単位：か所

2) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

【事業概要】

- ・乳幼児とその保護者同士が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
- ・パンジープラザ内の子育て支援センター、与原保育園、白川保育園の3か所で実施しています。

【量の見込みの考え方】

- ・ニーズ調査からは少なく見込まれるため、これまでの**実績**を踏まえて見込みます。

【量の見込みの算出方法】

- ・平成 28 年度～平成 30 年度の利用実績の増減から平成 31 年度以降の量の見込みを算出



【第 2 期計画期間における量の見込み・確保数】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	2,798	2,720	2,639	2,588	2,524
確保方策	2,798	2,720	2,639	2,588	2,524

単位：人回/年

【提供体制の確保方策】

- ・現行の地域子育て支援拠点3か所で実施します。事業内容や活動の周知を図り、利用促進に努めます。

参 考

○ 実績値と実績による平成 31 年度の推計値

地域子育て 支援拠点事業	実 績				推 計
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	2,487	3,060	2,436	2,139	2,313

単位：人回/年

3) 妊婦健康診査事業

【事業概要】

- ・妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導等を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

- ・これまでの受診回数と今後の出生数から見込みます。

【量の見込みの算出方法】

- ・ $\frac{\text{受診回数}}{\text{実績出生数}} \times (\text{平成 28 年度} \sim \text{平成 30 年度の平均値}) \times \text{各年の推計出生数}$



【第 2 期計画期間における量の見込み・確保数】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	3,719	3,672	3,613	3,567	3,426
確保方策	3,719	3,672	3,613	3,567	3,426

単位：人回/年

【提供体制の確保方策】

- ・今後も現行どおり実施していくとともに、親子健康手帳（母子健康手帳）交付時に、健診の必要性の説明や制度の周知、妊娠期からの支援に取り組みます。

参 考

○ 実績値と実績による平成 31 年度の推計値

	実 績				推 計
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
妊婦健康診査	4,661	4,318	3,847	4,059	3,894

※利用実績は、各妊婦の受診回数の積み上げ

単位：人回/年



4) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

- ・助産師・保健師が生後4か月までのすべての乳幼児を全戸訪問し、母子の健康管理、育児支援の情報提供を行う事業です。また、フォローが必要な児童・保護者には発育発達の観察及び育児に関する指導助言を行います。

【量の見込みの考え方】

- ・これまでの**実績**を踏まえて見込みます。

【量の見込みの算出方法】

- ・ $\frac{\text{実績訪問人数}}{\text{実績出生数}} \times (\text{平成28年度} \sim \text{平成30年度の平均値}) \times \text{各年の推計出生数}$



【第2期計画期間における量の見込み・確保数】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	293	288	284	281	276
確保数	293	288	284	281	276

単位：人/年

【提供体制の確保方策】

- ・今後も現行どおり実施していくとともに、親子健康手帳（母子健康手帳）交付時に、事業の説明を行い、支援が必要な家庭の把握に努めます。

参 考

○ 実績値と実績による平成31年度の推計値

	実 績				推 計
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
乳児家庭全戸 訪問事業	312	324	334	313	310

単位：人/年

5) 養育支援訪問事業

【事業概要】

- ・育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師・助産師による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

【量の見込みの考え方】

- ・これまでの実績を踏まえて見込みます。

【量の見込みの算出方法】

・実績訪問人数／実績出生数（平成28年度～平成30年度の平均値）×各年の推計出生数



【第2期計画期間における量の見込み・確保数】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2	2	2	2	2
確保方策	2	2	2	2	2

単位：人/年

【提供体制の確保方策】

- ・現行どおり実施していくとともに、子育てに問題を抱える人への支援に努めます。

参 考

○ 実績値と実績による平成31年度の推計値

	実 績				推 計
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
養育支援 訪問事業	-	-	-	0	0

単位：人/年



6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業概要】

- ・保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【提供体制の確保方策】

- ・事業について周知し、相談があった場合には、他自治体にある福祉施設への委託により実施します。

参 考

○ 実績値と実績による平成 31 年度の推計値

	実 績				推 計
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
子育て短期支援事業	0	0	0	0	0

単位：人日/年

7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【事業概要】

- ・一時的に保育を依頼する会員と、一時的に児童を預かる会員が登録し、育児に関して地域住民が相互援助活動を行う事業です。

【提供体制の確保方策】

- ・ファミリー・サポート・センター事業の必要性について検討します。

参 考

○ 実績値と実績による平成 31 年度の推計値

	実 績				推 計
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ファミリー・サポート・センター事業	0	0	0	0	0

単位：人日/年

8) 一時預かり事業

ア 一時預かり事業（幼稚園における在園に対する一時預かり事業）

【事業概要】

- ・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、主として昼間において、幼稚園で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

- ・ニーズ調査からは過大に見込まれるため、これまでの**実績**を踏まえて見込みます。

【量の見込みの算出方法】

- ・平成 29 年度～平成 30 年度の利用実績の増減から平成 31 年度以降の量の見込みを算出



【第 2 期計画期間における量の見込み・確保数】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	25,131	24,434	23,703	23,248	22,669
確保方策	25,131	24,434	23,703	23,248	22,669

単位：延べ利用人数/年

【提供体制の確保方策】

- ・幼稚園（私学助成幼稚園含む）において、就労等により保育が必要な児童、及び必要でない児童を預かります。

参 考

○ 実績値と実績による平成 31 年度の推計値

	実 績				推 計
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
一時預かり事業 （幼稚園）	11,995	12,649	15,339	29,915	20,782

単位：延べ利用人数/年

イ 一時預かり事業（その他、認可保育所等における一時預かり事業）

【事業概要】

- ・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認可保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

- ・ニーズ調査からは過大に見込まれるため、これまでの**実績**を踏まえて見込みます。

【量の見込みの算出方法】

- ・平成28年度～平成30年度の利用実績の増減から平成31年度以降の量の見込みを算出



【第2期計画期間における量の見込み・確保数】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	982	955	926	908	886
確保方策	982	955	926	908	886

単位：延べ利用人数/年

【提供体制の確保方策】

- ・苅田町シルバー人材センターの運営する託児施設『あい・あい』で実施します。

参 考

○ 実績値と実績による平成31年度の推計値

	実 績				推 計
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
一時預かり事業 （その他）	745	854	878	943	812

単位：延べ利用人数/年



9) 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業概要】

- ・保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、幼稚園や保育所等において保育を実施する事業です。現在、町内の各園で実施しています。

【量の見込みの考え方】

- ・ニーズ調査からは少なく見込まれるため、これまでの**実績**を踏まえて見込みます。

【量の見込みの算出方法】

- ・平成28年度～平成30年度の利用実績の増減から平成31年度以降の量の見込みを算出



【第2期計画期間における量の見込み・確保数】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	466	453	439	431	420
確保方策	466	453	439	431	420

単位：人/年

【提供体制の確保方策】

- ・各保育所で実施していきます。

参 考

○ 実績値と実績による平成31年度の推計値

時間外保育事業	実 績				推 計
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	397	458	417	395	385

単位：人/年

10) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

- ・病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

- ・ニーズ調査からは過大に見込まれるため、これまでの**実績**を踏まえて見込みます。

【量の見込みの算出方法】

- ・平成 28 年度～平成 30 年度の利用実績の増減から平成 31 年度以降の量の見込みを算出



【第 2 期計画期間における量の見込み・確保数】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	395	384	373	366	357
確保方策	395	384	373	366	357

単位：利用人数/年

【提供体制の確保方策】

- ・苅田町、みやこ町、行橋市共同で行橋京都病児病後児保育室「アンファン」で実施します。

参 考

○ 実績値と実績による平成 31 年度の推計値

病児・病後児 保育事業	実 績				推 計
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	316	329	439	311	327

単位：利用人数/年



11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

- ・保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込みの考え方】

- ・ニーズ調査からはやや過大に見込まれるため、**実績**を踏まえて見込みます。

【量の見込みの算出方法】

- ・平成28年度～令和元年度の利用実績の増減から令和2年度以降の量の見込みを算出



【第2期計画期間における量の見込み・確保数】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		355	355	355	355	355
学 年 別	1年生	138	138	138	138	138
	2年生	113	113	113	113	113
	3年生	89	89	89	89	89
	4年生	13	13	13	13	13
	5年生	2	2	2	2	2
	6年生	0	0	0	0	0
確保方策		343	343	453	453	453
確保方策 －量の見込み		▲12	▲12	98	98	98
放課後子ども ひろば		633	633	633	633	633

単位：人/年

【提供体制の確保方策】

- ・放課後児童クラブは、6年生までの希望児童が入所できるよう、必要量の整備を実施するとともに、放課後子どもひろば事業との連携を図り、待機児童解消に努めます。

参 考

○ 実績値

放課後児童 健全育成事業	実 績				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	316	320	319	314	309

単位：利用人数/年

4 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

保護者が働いているか否かにかかわらず、0歳から就学前のすべての子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園を普及するとの国の方針に基づき、幼児教育・保育無償化の影響による保育ニーズの変動や苅田町の地域性を考慮の上、認定こども園の整備について取り組んでいくこととします。

(2) 施設、事業者等との連携方策

1) 教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携

教育・保育施設は、地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業者等と連携し、必要に応じ、保育の提供等に関する支援を行うこととします。地域型保育事業者は、満3歳以降も適切かつ質の高い教育・保育を継続的に利用できるよう、教育・保育施設との連携を図ります。

2) 幼稚園、保育所、小学校の連携

乳幼児期の発達には連続性を有しており、また、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものとなります。幼児期と学童期における子どもの育ちの連続性を確保するため、子どもの発達の過程や健康状況等を記録した情報を、個人情報であることを十分に留意した上で、情報共有できるよう取り組んでいきます。

また、幼稚園、保育所、小学校の交流や幼稚園教諭と保育士の合同研修を行います。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制と地域の役割

本計画の推進にあたって、普段から苅田町内外の関係機関と連携して総合的な施策に取り組むとともに、幼稚園、保育所、小学校等の「教育・保育」機関、事業所、住民と連携して、様々な意見を取り入れる機会を確保しながら進めます。

また、苅田町では、今後も地域住民・団体に向けて、子ども・子育て支援について理解と協力をお願いし、地域ぐるみの子ども・子育てへの支援体制を構築していきます。

2 計画の進行管理

本計画に基づく施策の進捗状況および事業の成果について、計画年度ごとの定期的な点検・評価を行い、評価に基づいて事業の改善を進めていきます。

その際、「苅田町子ども・子育て会議」を定期的を開催し、点検・評価について検討・意見聴取を行うとともに、子ども・子育てを取り巻く社会状況に大きな変動や新たな課題が発生した場合は、必要に応じて住民の意見聴取や不定期の「苅田町子ども・子育て会議」の開催等によって、事業の調整・充実に向けて取り組んでいきます。

1 苅田町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 24 日
条例第 25 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、苅田町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に規定する事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 公募による者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(作業部会)

第 7 条 子育て会議に、必要に応じて作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、会長が必要と認めるときには、委員以外の者も構成員に加えることができる。

(庶務)

第 8 条 子育て会議の庶務は、子育て・健康課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 12 月 24 日条例第 11 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 子ども・子育て会議委員名簿

(順不同)

区分		氏名	団体名・職名
福祉関係	副委員長	岡村 斉	苅田町保育所連盟 会長
	委員	松枝 玲子	苅田町民生・児童委員協議会 児童委員
	委員	林 まゆみ	苅田町社会福祉協議会
教育関係	委員	鱒淵 照子	苅田町小学校長会 片島小学校長
	委員	和田 誠	苅田町幼稚園連合会 苅田第一幼稚園
	委員	宮本 夏樹	苅田町PTA連絡協議会 与原小学校PTA会長
学童保育	委員	中田 昌子	苅田小学校区児童クラブ NPO 法人学童保育クラブパワフルキッズ
子育て支援	委員	塩塚 利克	地域子育て支援拠点 のびのびキッズ施設長
学識経験者	委員長	戸早 秀暢	学校法人 戸早学園 理事長
一般公募	委員	丸山 文女	公募による町民代表
	委員	山田 真由美	

3 計画策定の経過

期日	項目
平成31年1月15日～ 1月31日	「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」実施
平成31年3月20日	平成30年度 第1回苅田町子ども・子育て会議
令和元年8月7日	平成31年度 第1回苅田町子ども・子育て会議
令和元年10月30日	平成31年度 第2回苅田町子ども・子育て会議
令和元年12月24日	平成31年度 第3回苅田町子ども・子育て会議
令和2年1月25日～ 2月7日	パブリックコメントの実施
令和2年2月21日	平成31年度 第4回苅田町子ども・子育て会議

4 用語解説

《あ行》

用語	解説
ICT	Information and Communication Technology の略。「情報通信技術」を意味するもので、従来のIT（情報技術）に、情報・知識の共有といった「コミュニケーション」の重要性や意味を付加したもの。
育児休業制度	原則として1歳に満たない子を養育する女性労働者及び男性労働者は、雇用主へ申し出ることにより、子が1歳に達するまでの間、育児休業をすることができる制度のこと。最長で子が2歳に達するまでの延長が可能。
1号認定	3歳から5歳までの子どものうち、幼稚園・認定こども園で、学校教育を希望する子どもに対する給付認定。（新制度に移行していない「確認を受けない幼稚園」を除く。）
ADHD (多動性障害)	年齢あるいは発達に沿わない注意力、または衝動性や多動性の問題のために社会的な活動が学業の機能に支障をきたすもので、おおむね12歳以下でその特徴が現れ、その状態が持続する状態。
LD (学習障害)	基本的に全般的な知的発達に遅れはみられないが、聞く、話す、読む、書く、計算することなどに著しい困難を示す状態。

《か行》

用語	解説
確認を受けない幼稚園	学校教育を提供する機関で、都道府県が認可・指導監督を行う施設のこと。
苅田町青少年育成町民会議	子どもたちにとっての危険な箇所、有害となる環境の排除や社会体験や自然体験を通して「自ら学び自ら考える力」や豊かな人間性などの「心を育てる生きる力」を育むことを目的とし、関係機関や団体と密接に連携しながら、地域住民と協力して活動を行う団体。
教育・保育施設	子ども・子育て支援法に基づき事業者として市町村の確認を受けた「幼稚園」「認定こども園」「保育所」のこと。
子育て支援センター	乳幼児とその保護者同士が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う機関。
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期までの様々なニーズに対し、ワンストップで切れ目のないサポートを行う包括支援拠点。
子ども・子育て支援法	平成24年8月に成立した、教育保育の給付等新しい子ども・子育て支援について規定した法律。
子ども食堂	地域のボランティア等が子どもやその親、および地域の人々に対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取り組みのこと。孤食の解決、子どもと大人たちのつながりや地域のコミュニティの連携の有効な手段として各地で取り組まれている。
子どもの貧困	相対的貧困にある18歳未満の子どもの存在及び生活状況のこと。相対的貧困とは、その国の等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯のことを指し、国の7人に1人の子どもが貧困状態にあると言われている。
子ども110番の家	子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになったとき、被害を受けたとき、助けを求めることができる、地域住民の家や事業所を指す。

《さ行》

用語	解説
3号認定	0歳から2歳までの子どものうち、保育の必要性を認める子どもに対する給付認定。
次世代育成支援対策推進法	平成15年7月制定。少子化対策の一環として、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を進めるために制定された法律。
食物アレルギー	特定の食べ物に含まれる「アレルゲン（アレルギーの原因となる物質）」を摂取することにより、免疫機能（体を守る働き）が過剰に反応してしまい、じん麻疹・湿疹・下痢・咳などの症状が起こること。
食育	国民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取り組み。
スクールアドバイザー	児童・生徒の臨床心理（心理的な問題や不適応行動など）に造詣の深い専門家のことで、地方自治体や教育委員会が各小中学校の要請に応じて派遣される。教職員の研修や事例検討会等における助言者としても単発的に派遣される。
スクールカウンセラー	児童・生徒の臨床心理や相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童・生徒の心のケア等を行う専門家のこと。
スクールソーシャルワーカー	常に子どもに寄り添い、毎日の生活におけるさまざまな悩みやいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などに対し、事態を解決すべく支援することはもとより、状況によっては子どもを教育する教員も支える専門職のこと。

《た行》

用語	解説
地域型保育事業	教育・保育施設に加えて、地域の実情に合わせた子ども・子育て支援のための事業。「小規模保育」「家庭的保育」「居宅訪問型保育」「事業所内保育」の4つがある。
DV	Domestic Violence（ドメスティックバイオレンス）の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。
適応指導教室	主に、不登校児童・生徒に対して、学校以外の場所で、基礎学力の補充や基本的な生活週間の改善等のための相談・適応指導を行うことにより、その学校復帰を支援し、もって不登校児童・生徒の社会的自立に資する機関。
特別支援学級	幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校において、知的障がい者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他の障がいがある者に対し、障がいによる学習上または生活上の困難を克服するための教育を行うことを目的とする学級。

《な行》

用語	解説
2号認定	3歳から5歳までの子どものうち、保育の必要性を認める子どもに対する給付認定。
認可保育所	保育所として、都道府県の認可を受けている保育施設。
認定こども園	幼稚園、保育所等のうち、教育と保育を提供でき、地域に対して子育て支援機能を有する施設で、都道府県の認定を受けた教育保育施設。

《は行》

用語	解説
発達障害	脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされている。自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害などがこれに含まれる。
バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味。より広く、障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。
P T A	Parent-Teacher Association の略。学校（学校教育法第 1 条に規定する学校（大学を除く。））に在籍する幼児、児童・生徒若しくは学生の保護者及び当該学校の教職員で構成される団体またはその連合体をいう。
「福岡県子育て応援宣言企業」制度	福岡県内の企業・事業所の経営者が、従業員の仕事と子育ての両立支援に取り組むことを自主的に宣言し、その企業・事業所を「子育て応援宣言企業」として登録する制度。
保育所	保育を必要とする乳児（0～2歳）または幼児（3～5歳）を日々保護者の下から通わせて、保育を行うことを目的とする施設。
放課後子どもひろば（放課後子供教室）	学校等を活用して子どもたちの活動拠点（居場所）を確保し、地域の大人の協力を得て、放課後や長期休暇等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援する。
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。学童保育ともいう。
母子保健	母親の健康の増進と乳幼児の健康の増進と発育の促進のための保健活動のこと。

《や行》

用語	解説
ユニバーサルデザイン	障がいの有無に関係なく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。バリアフリーの進化形でもある。
幼稚園	学校教育法に基づく、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする教育施設。
要保護児童対策地域協議会	児童福祉法に基づく、要保護児童の適切な保護または要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図る協議会。関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される。

《わ行》

用語	解説
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。仕事と家庭生活や地域活動、趣味などの私生活を調和させ、その両方を実現させることで、相乗効果を高めようとする考え方やそのための取り組みのこと。それぞれのライフスタイルやライフステージに合わせて働き方を柔軟に選べるよう、働き方を見直すことを含む。

第2期苅田町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行・編集 苅田町役場 子育て・健康課

〒800-0392

福岡県京都郡苅田町富久町1-19-1

Tel 093-588-1036 Fax 093-436-5121



菊田町